

令和2年度スポーツ庁委託事業

「障害者スポーツ推進プロジェクト」

(地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業)

成果報告書



令和3年3月

しょうがいスポーツリンクージくまもと

代表機関 NPO 法人 A-l i f e なんかん

## 目次

### I 障がい者スポーツ推進プロジェクト

1 事業の目的	2
2 実施事業の概要	2
3 事業効果	3
4 まとめと今後の課題	3

### II 実行委員会

1 会議の目的	4
2 検討事項	4
3 構成員	4
4 成果及び評価	5

### III 実施事業

1 地域の関係者をコーディネートする人材の活用	
（ 1 ） 事業の目的	6
（ 2 ） 事業の実施概要	6
（ 3 ） 取組内容	6
（ 4 ） 成果及び評価	6
2 地域の障害者のスポーツ機会の提供事業	
（ 1 ） 事業の目的	6
（ 2 ） 事業の実施概要	6
（ 3 ） 取組内容	6
（ 4 ） 成果及び評価	7
3 障害当事者以外も巻き込んだ障害者スポーツの体験理解促進事業	
（ 1 ） 事業の目的	8
（ 2 ） 事業の実施概要	8
（ 3 ） 取組内容	8
（ 4 ） 成果及び評価	12

### IV コロナ禍における事業の取り組み

### V 研究報告

【報告 1】 熊本県総合型地域スポーツクラブの調査研究報告	15
【報告 2-1】 特別支援学校・小学校・中学校・福祉施設等事業所の生涯スポーツとしての障がい者スポーツ及びユニバーサルスポーツのニーズ調査研究町内調査	35
【報告 2-2】 障がい当事者の保護者を対象にした生涯スポーツとしての障害者スポーツ及びユニバーサルスポーツのニーズ調査研究町内調査	49

# I 障がい者スポーツ推進プロジェクト

## 1 事業の目的

さまざまな個性を持った障がい者は気軽にスポーツに親しむ場も選択肢も極々限られている。この課題を解決するためにはまず場づくりが重要である。また、障がい者に限らず福祉施設・介護施設等の利用者の運動機会の細かな実態が行政において把握されいないことに加えて、熊本県内における障がい者スポーツの振興に関しては、現在のところ行政の所管が異なることから健常者のスポーツ振興と別に行われている。

このような中、県内の障がい者スポーツ団体「熊本県障害者スポーツ・文化協会」と障害者スポーツを支援する「熊本障がい者スポーツ指導者協議会」の2団体と地域のスポーツ振興を担っている「熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」とは、これまでその行政の所管の枠組みの違いから横のつながりが無い状況であった

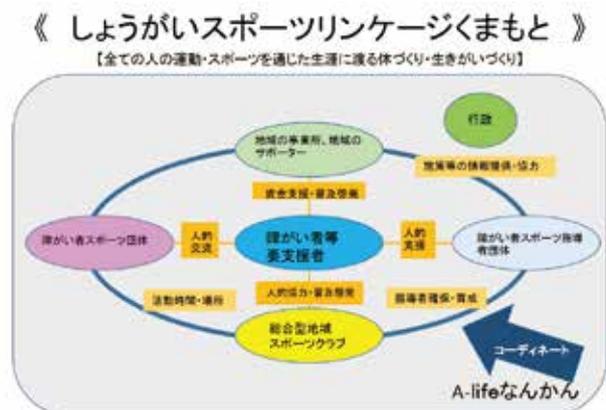
しかし今回、この3団体が基本となり行政に先駆ける共同事業体としてコンソーシアム「しょうがいスポーツリンケージくまもと」を立ち上げ、障害者スポーツを含めた生涯にわたって全ての人々がスポーツを行うことができる「場」を地域につくり定着させることを目的とし、課題解決に向けた取り組みを実践する。

## 2 実施事業の概要

### (1) コンソーシアム「しょうがいスポーツリンケージくまもと」の設立

事業を遂行するにあたり、障害者スポーツコンソーシアムを設立。そのコンソーシアムにて会議を開催し、事業の適合性や各事業の取り組みの進捗状況の確認、成果と課題改善点を協議し共有し、普及啓発を推し進める。

	構成団体名
1	熊本障がい者スポーツ指導者協議会
2	熊本県障害者スポーツ・文化協会
3	熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
4	南関町
5	南関町社会福祉協議会
6	NPO法人A-lifeなんかん



### (2) 事業内容

構成団体の協働事業としてイベント型ではない定期的な障がい者スポーツ教室を熊本県下全域に広げる基盤をつくる。将来的には教育機関である特別支援学校・学級や福祉施設等事業所等との連携へと拡大し、子どもから高齢者までどの世代も取り残さないネットワークを結ぶため、以下の事業を実施した。

- ①地域の関係者をコーディネートする人材の活用
- ②地域の障害者のスポーツ機会の提供事業
- ③障害当事者以外も巻き込んだ障害者スポーツの体験理解促進事業

### 3 事業効果

全く新しい障がい者スポーツコンソーシアムの立ち上げに構成団体が高い関心を持って取り組んだ。これまでそれぞれの団体に培ったノウハウや見識を生かし、障がい者スポーツ推進を効果的に進めることができたといえる。

これまで細かに把握されていなかった県内総合型地域スポーツクラブの障がい者スポーツ推進に対する意識を調査し、その中から僅かでも実際の取り組みに繋がられるように障がい者スポーツ指導者協議会の協力を得ながら、イベント型ではない障がい者スポーツ教室を自分たちの地域で展開する方法を時間をかけて検討することができた。

事業を進める中で、障がい者スポーツの推進は、障がい者の健康増進や余暇・生きがいの創出の一助となるところはもちろん、障がいの有無にかかわらず多様な人々が関わり合う社会への理解の促進にも貢献できることが実感できている。

### 4 まとめと今後の課題

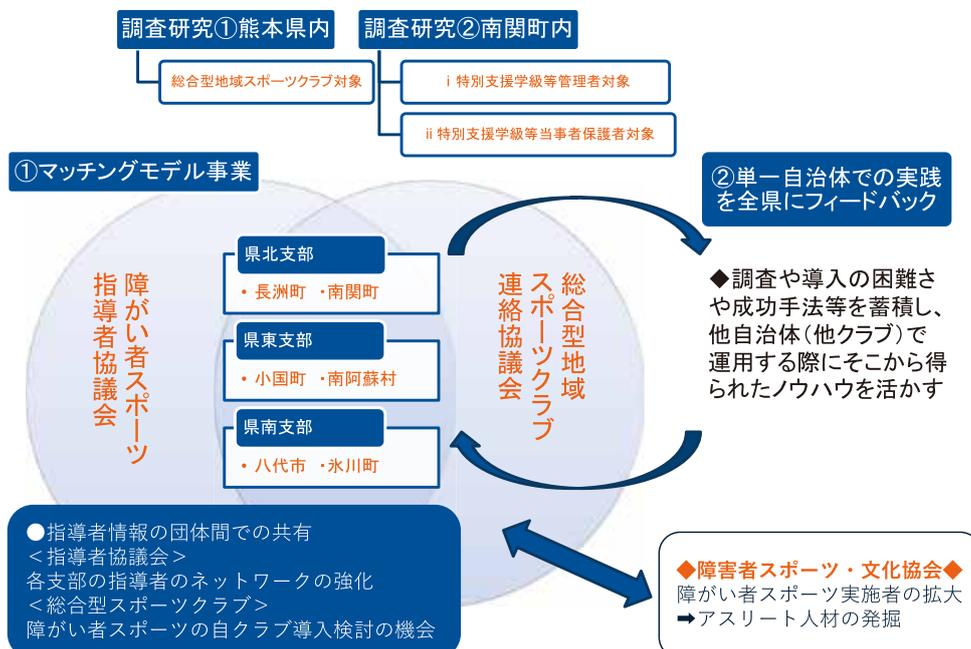
令和2年序盤からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業の一部を見直さざるを得なかったことは非常に残念であった一方、これを機に会議のオンライン化が加速するなど、これまで二の足を踏んでいたITを使った新しい取り組みが積極的に取り入れられるようになったことは歓迎されるべきである。これは広い熊本県内において遠隔地との情報共有において移動時間の制約を解消する点でも非常に有効であった。

この事業を通して、障がい者スポーツの推進・拡大するための活動の拠点は総合型地域スポーツクラブであるということが構成員の共通認識となった。

しかし、今回の各調査研究において、障がい者スポーツの親しみやすさ・障がい者スポーツ指導者の認知度が決して高くないことが明らかになったことは、大きな今後の課題の一つだといえる。

認知度を高めるためには、まず気軽に目に触れたり体験したりする機会を増やすことが引き続き重要であり、それを支える指導者のスキルアップやボランティア育成のためにも、関係機関を通じより広い範囲への働きかけが必要である。

今後も障がい当事者が住み慣れた地域でスポーツを多面的に楽しみ・健康な生活を送るために、教育部局・福祉部局双方の行政課題も共有しながら解決に導くよう、更なる人的交流・情報の収集と共有に努め障がい者スポーツの推進に努めたい。



## II 実行委員会

### 1 会議の目的

新たにコンソーシアム「しょうがいスポーツリンケージくまもと」の設立と構成団体の連携の基盤づくりを進め、障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備を検討し推進する。

### 2 検討事項

- ・ 事業の適合性や各事業の取り組みの進捗状況の確認
- ・ 成果と課題改善点の協議並びに共有
- ・ 障害者スポーツの普及啓発の推進
- ・ 先進地の視察（コロナ禍の対応としてオンラインで実施）

### 3 構成員

会議にあたる構成員は同コンソーシアム構成団体および研究者・協力者から成る。

- ・ 障害者スポーツ団体（県規模）× 1名
- ・ 障害者スポーツ指導者団体（県規模）× 1名
- ・ 地域スポーツ団体（県規模）× 2名
- ・ 地域スポーツ団体（町規模）× 3名※事務局
- ・ 社会福祉団体（町規模）× 1名
- ・ 行政・教育(町規模)× 5名※福祉・社会体育 各2名、教諭1名
- ・ 研究者（大学教授）× 2名

	氏名	所属・職名	備考
1	辻 啓司	熊本障がい者スポーツ指導者協議会／会長	【座長】
2	中尾 直道	(熊本県社会福祉事業団事業課) 熊本県障害者スポーツ・文化協会／事務局	【副座長】
3	齋藤 久允	熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会／理事長	加盟団体の統括
4	太田黒尚子	熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会／事務局	加盟団体の連絡調整
5	永野 典詞	九州ルーテル学院大学／教授	調査研究
6	行實 鉄平	久留米大学／准教授	アドバイザー
7	西田 政博	南関町／福祉課 係長	福祉事業所情報提供
8	菅原 充留	南関町／福祉課 主事	
9	城野 和則	南関町／教育課 課長補佐	
10	西田 健太 美奈川 徹	南関町／教育課 主事 南関町／教育課 主事	異動につき美奈川へ
11	森 洋祐	南関町第二小学校／特別支援学級 特別支援主任	
12	猿渡 涼	南関町社会福祉協議会／福祉スポーツ担当	スポーツ情報提供
13	原口 護	NPO法人A-lifeなんかん／理事長	
14	山田 健次	NPO法人A-lifeなんかん／ゼネラルマネジャー	事業の企画提案
15	西田 由実	NPO法人A-lifeなんかん／事務局長	コーディネーター

## 4 成果及び評価

### (1) 開催実績等

- ◇準備会議 令和2年6月30日(火)／南の関うから館
  - ・コンソーシアム設立趣旨について
  - ・構成および名称について
  - ・事業概要について
  - ・事業実施にあたってのコロナウイルス対策について
- ◆第1回 令和2年7月22日(水)／南の関うから館
  - ・しょうがいスポーツリンクージュくまもとの設立について
  - ・組織の名称について
  - ・令和2年度事業概要について
- ◆第2回 令和2年9月30日(水)／ホテルセキア ホールE
  - ・事業の進捗状況について
  - ・県内総合型地域スポーツクラブに対する調査報告と今後
  - ・南関町内ニーズ等調査の概要について
  - ・オンラインでの視察について
  - ・事業内容の変更について
- ◆視察研修 令和2年11月4日(水)／視察先 徳島県 ※オンライン実施  
【徳島県側】徳島県未来創生文化部ダイバーシティ推進課 桑田祐輔氏ほか  
同県特別支援教育課・同県スポーツ振興課  
同県広域スポーツセンター（スポーツ振興財団）各担当者  
【ナビゲータ】久留米大学 行實鉄平氏(本コンソーシアム構成員)
  - ・徳島県における障がい者スポーツ推進の経過について
  - ・本コンソーシアム構成員からの事前質問への回答
- ◆第3回 令和2年12月18日(金)／KKRホテル熊本 有明の間
  - ・事業の進捗状況について
  - ・障がい者スポーツ普及イベント報告
  - ・南関町内特別支援学校等ニーズ調査報告（中間）
  - ・南関町内障がい当事者の保護者向けアンケート調査報告（中間）
  - 【オブザーバー】熊本県教育庁体育保健課 指導主事 大山道弘氏  
熊本県健康福祉部障がい者支援課 参事 西澤剛氏
- ◆第4回 令和3年3月8日(月)／南関町公民館 視聴覚室
  - ・各事業の成果と課題の共有
  - ・調査研究の最終報告と共有
  - ・令和3年度の事業計画について



### (2) 成果

数年前より関係団体の調整を進めていたところ、この事業の実施をきっかけにコンソーシアム設立へと繋がった。「熊本県障害者スポーツ・文化協会」「熊本障がい者スポーツ指導者協議会」「熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」を基幹3団体とし、特にこれらネットワークづくりに重点を置き、綿密な連絡をとった。また障がい者スポーツ推進への取り組みに向けて、全ての構成員から助言や提案が寄せられるなど力強い協力を得られたことは今後の連携体制の礎となり、ネットワークの更なる拡大と人的厚みを持った事業の推進が期待される。

### Ⅲ 実施事業

#### Ⅲ-1 地域の関係者をコーディネートする人材の活用

##### (1) 事業の目的

本事業を円滑に進めるため、地域人材を活用し事業進捗の把握と構成団体間の連携を促す。

##### (2) 事業の実施概要

本事業の事務局としてNPO法人A—l i f eなんかんはコーディネートを行う。

##### (3) 取組内容

すべての事業における連絡調整業務、事業の具体化に向けた企画コーディネート業務

- ・コーディネーター 総合型地域スポーツクラブNPO法人A—lifeなんかん所属の西田由実
- ・期間：令和2年6月～令和3年3月

##### (4) 成果及び評価

コーディネーターである西田は今回のコンソーシアム提案段階から携わっており、関係者とのこまめな連絡体制をとることにより、事業の円滑な推進に努めた。同人は障がい者スポーツ指導員(中級)の資格を有しており、熊本障がい者スポーツ指導者連絡協議会にも加入し活動している。

今回事業コーディネートを行う中で、さらに各団体・構成員との信頼関係が深まり、今後更なる連携拡大も可能と思われる。

#### Ⅲ-2 地域の障害者のスポーツ機会の提供事業

##### (1) 事業の目的

イベント型ではない定期的な障がい者スポーツ教室を熊本県下全域に広げるため、単一自治体として南関町をモデルとし、調査や導入の困難さや成功手法を蓄積し、そこから得られたノウハウを他自治体(他スポーツクラブ)での実践に役立てる。

##### (2) 事業の実施概要

①南関町内を中心に多様な人々に関わる福祉施設等事業所・特別支援学校(含む特別支援学級)及び障害当事者の生涯スポーツとしての障害者スポーツ及びユニバーサルスポーツのニーズ調査研究

- ・研究者：九州ルーテル学院大学教授 永野典詞

②障がい当事者への障がい者スポーツ普及活動としての障害者スポーツ指導者派遣

- ・スポーツ指導者派遣：熊本障がい者スポーツ指導者協議会

##### (3) 取組内容

①南関町内の生涯スポーツとしての障害者スポーツ及びユニバーサルスポーツのニーズ調査研究調査対象を当初計画の1回から2回に分け、障がい当事者の保護者対象と障がい当事者が利用する学校等運営者対象に実施した。

- ・研究者：九州ルーテル学院大学教授 永野典詞

【報告2-1】特別支援学校・小学校・中学校・福祉施設等事業所の生涯スポーツとしての障がい者スポーツ及びユニバーサルスポーツのニーズ調査研究町内調査

【報告2-2】障がい当事者の保護者を対象にした生涯スポーツとしての障害者スポーツ及び

#### ユニバーサルスポーツのニーズ調査研究町内調査

- ・調査期間：【報告2-1】 10月から11月  
【報告2-2】 11月から12月
- ・対象者：【報告2-1】 小学校（4校）中学校（1校）特別支援学校（1校）  
子ども発達支援センター（1施設）  
【報告2-2】 小学校（特別支援学級含む）、特別支援学校、放課後児童デイサービスに通う障がいのある子どもの保護者
- ・報告書は『IV調査報告』参照

#### ②障がい当事者への障がい者スポーツ普及活動としての障害者スポーツ指導者派遣

- ・スポーツ指導者派遣：熊本障がい者スポーツ指導者協議会
- ・内容 新型コロナウイルス感染防止対策が厳重に取られる中、予定していた小中学校・福祉施設等事業所への指導者等の外部人材の出入りが困難となり、これらを対象とした指導者派遣は中止した。

#### （4）成果及び評価

障がい当事者とその身体活動に一番近い立場から生の声を収集することができた。サンプル数が少なくはあるが、南関町でA—lifeなんかんが取り組むべき課題と優先順位を検討する際に参考になる情報が得られた。ここから、障がい者のスポーツを実施率の向上には、身近なところで安心感を持って参加することができる教室や場が求められていることが分かった。特に配慮すべき点として関心が高かったのは、指導者の資質や介助などソフト面に関することであった。（詳細は報告書を参照）

### Ⅲ－３ 障害当事者以外も巻き込んだ障害者スポーツの体験理解促進事業

#### (1) 事業の目的

イベント型ではない定期的な障がい者スポーツ教室を熊本県下全域に広げる。将来的には関係機関を拡大し子どもから高齢者までどの世代も取り残さないネットワークを結ぶ。

#### (2) 事業の実施概要

①熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会加盟団体等に向けた現況とニーズ調査研究

・研究者：九州ルーテル学院大学教授 永野典詞

②調査結果のフィードバックと併せて派遣できる障害者スポーツ指導者情報等を各団体で共有

①の調査により、早期の障がい者スポーツへの取り組みを希望する総合型地域スポーツクラブ6団体を対象として、障がい者スポーツ指導者協議会との人的・技術的交流を図るための「マッチングモデル事業」を実施した。

③コンソーシアム構成団体が協働で障害者スポーツイベントを開催し、障害当事者以外の地域住民や総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ推進委員等の地域スポーツ関係者に向け障害者スポーツの啓発と併せ、人材や場の情報提供も行う。

・スポーツ指導者派遣：熊本障がい者スポーツ指導者協議会

#### (3) 取組内容

①熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会加盟団体等に向けた現況とニーズ調査研究

・研究者：九州ルーテル学院大学教授 永野典詞

【報告1】熊本県総合型地域スポーツクラブの調査研究報告

・調査期間：2020年8月7日～9月7日

・対象者：総合型地域スポーツクラブ81団体を対象とした。

回答は26団体、回答率は32%。

・報告書は『IV調査報告』参照

②調査結果のフィードバックと併せて派遣できる障害者スポーツ指導者情報等を各団体で共有

◆事業名：マッチングモデル事業

県内における障がい者スポーツ指導者と総合型地域スポーツクラブとのマッチングを行い、地域での障がい者スポーツ推進を円滑かつ柔軟にすすめる関係づくりを行う。

実施期間：令和2年12月～令和3年2月

対象者：3支部6つの総合型地域スポーツクラブ所属の事務局スタッフを主な対象に実施

NPO法人クラブ南阿蘇	本田憲昭	県東・本田
小国ゆうあい倶楽部	山中清志	県東・本田
NPO法人長洲にこにこクラブ	橋垣真美	県北・上田
NPO法人A-lifeなんかん	西田由実	県北・上田
ひかわスポーツクラブ	齋藤久允	県南・中大窪
やつしろ総合型クラブ「リ・ボンズ」	村上久栄	県南・中大窪
※県障がい者スポーツ指導者連絡協議会	辻 啓司	会長
※県総合型地域S C連絡協議会	太田黒尚子	事務局

内容：

- i 希望クラブへシートにて実施ヒアリング（7クラブを聴取・6クラブが実施希望）  
下記内容から実施方法を各クラブが検討し選択した
- ・オンラインでの打ち合わせ／アドバイス
  - ・現地へ出向いての打ち合わせ／アドバイス
  - ・現地での教室運営指導（クラブ運営者向け指導）※オンラインで対応できるならば可
  - ・現地での教室開催指導（クラブが募集した参加者に向けた指導）※同上
- ii 障がい者スポーツ指導者協議会の指導者ミーティング（オンラインで実施）計3回
- ・第1回 令和2年12月14日(月) 事業説明
  - ・第2回 令和3年1月8日(金) スケジュール調整のヒアリング
  - ・第3回 令和3年1月15日(金) 辻会長も含め初回地区別ミーティングの運営確認
- ◇出席者 指導者協議会 県東支部長 本田憲昭  
同 県北支部長 上田久美  
同 県南副支部長 中大窪渉  
事業コーディネーター 西田由実
- iii 支部毎に指導者協議会から総合型へのアドバイス（オンラインで実施） 計8回
- < 県東ブロックミーティング >
- ・第1回 令和3年1月19日(火) 事業説明・課題提案・地域でのニーズの共有
  - ・第2回 令和3年2月9日(火) 地域ニーズの報告・今後の協働方法の確認
- ◇出席者 指導者協議会 県東支部長 本田憲昭  
(NPO法人クラブ南阿蘇 兼務 同上)  
小国ゆうあい倶楽部クラブマネジャー 山中清志  
事業コーディネーター 西田由実
- < 県北ブロックミーティング >
- ・第1回 令和3年1月21日(木) 事業説明・課題提案・地域でのニーズの共有
  - ・第2回 令和3年2月5日(金) クラブ運営者向け導入体験会の打ち合わせ
  - ・第3回 令和3年2月26日(金) 導入体験会報告・今後の協働方法の確認
- ◇出席者 指導者協議会 県北支部長 上田久美  
NPO法人長洲にこにこクラブクラブマネジャー 橋垣真美  
事業コーディネーター 西田由実  
(NPO法人A-life なんかん事務局長 兼務 同上)
- ※県総合型スポーツクラブ連絡協議会事務局 太田黒尚子（1/21のみ）
- < 県南ブロックミーティング >
- ・第1回 令和3年1月18日(月) 事業説明・課題提案・地域でのニーズの共有
  - ・第2回 令和3年2月1日(月) クラブにおける障がい者スポーツ開催方法の検討
  - ・第3回 令和3年2月22日(月) 地域ニーズの報告・今後の協働方法の確認

- |      |                      |               |
|------|----------------------|---------------|
| ◇出席者 | 指導者協議会県南支部長          | 中大窪 渉         |
|      | ひかわスポーツクラブ クラブマネージャー | 齋藤 久允         |
|      | やつしろ総合型クラブ「リ・ボンズ」会長  | 村上 久栄         |
|      | 事業コーディネーター           | 西田 由実         |
|      | ※指導者協議会会長            | 辻 啓司 (1/18のみ) |



指導者ミーティング



県北ブロックミーティング

iv スポーツクラブ運営者向け 障がい者スポーツ導入体験会 計1回

- ・目的 障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しめる環境を地域に定着させるために、総合型地域スポーツクラブの運営者自身が体験し、クラブへの導入を検討する。それぞれの団体の強みを活かし、スキルの向上や内容の充実を目指す。
- ・期日等 令和3年2月17日(水)／長洲町総合スポーツセンター

18:30	18:35	18:50	19:20	19:50	20:20
開会	レクチャー	実技① 風船バレーボール	実技② ボッチャ	実技③ フライングディスク	閉会 ※終了20:30

- ・参加者 総合型地域スポーツクラブ2団体の運営関係者 16名  
(NPO法人長洲にこにこクラブ、NPO法人A-lifeなんかん)
- ・指導者 熊本障がい者スポーツ指導者協議会 (県北支部を中心として協力)
- ・内容 ふうせんバレーボール、ボッチャ、フライングディスクの3種目
  - ・障がい者スポーツ教室等を開催する際の注意点等のレクチャー
  - ・それぞれの種目で実技・指導法の体験と質疑応答

まとめ

次年度以降クラブを主体とした障がい者スポーツ推進が可能となるよう、障がい者スポーツ指導者協議会等から教室の立ち上げや運営についてのアドバイスや指導者派遣をオンライン会議システム等を用いて行い、各地域に総合型スポーツクラブを基盤とした協働のきっかけをつくることのできた。

スポーツ種目の知識・地域ニーズの聴取・クラブ役員等への意識付け・連携の方法など、知らないこと知るべきこと深めることは何なのかをスポーツクラブ側だけでなく指導者協議会側も認識することができた。



障がい者がスポーツ実施する際の心構えなどをレクチャー



フライングディスクの特性の解説

③コンソーシアム構成団体が協働で障害者スポーツイベントを開催

◆事業名：障がい者スポーツ体験会（玉名郡スポーツ推進委員研修会として実施）

期日等：令和2年11月21日(土)／ホテルセキア（南関町）

9:00	9:30	9:50	12:00
受付	開会	実技体験	閉会

対象者：玉名郡内のスポーツ推進委員および担当者 34名

内容：

- ・障がい者スポーツ全般に関するレクチャー
- ・種目体験（ボッチャ・ふうせんバレーボール・卓球バレー）
- ・参加者を3グループに分けローテーションで3種目全てを体験

まとめ

コロナウイルス感染防止対策として対象者を限定できるよう団体向けに実施。スポーツ推進委員という立場から生涯スポーツとしての指導スキルの関心も高く、障がい者スポーツ指導者資格取得への動機づけにもなった。



最初に障がい者スポーツ全般のレクチャー



念入りなコロナ感染症予防対策を実施

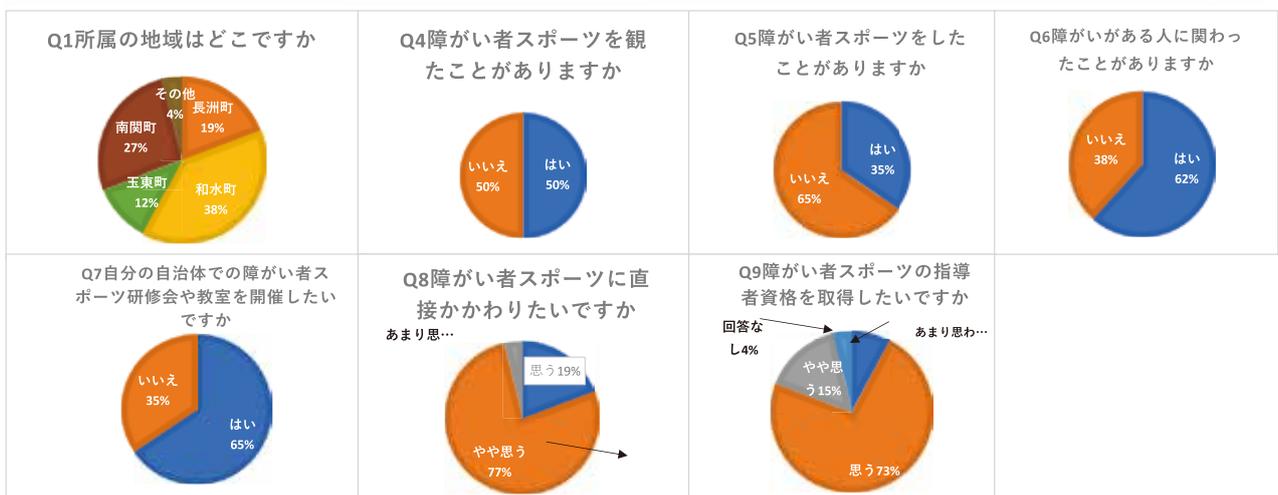


卓球パレーの競技説明



ボッチャ体験でのランプ使用法解説

●体験会参加者を対象にした障がい者スポーツに関するアンケート（回答者26名／参加者34名）



(4) 成果及び評価

事業を通して地域の関係者の生の声を把握することで、関係団体が取り組むべき課題と優先順位を見える化することができた。また同じ県内であっても地域ごとに特性が異なるため、地域性に応じた柔軟な連携をとる必要があることが分かった。

また、障害者スポーツ指導者協議会としては、このような実践でのスポーツ指導の場が地域にできることは、新規資格取得者の活動の場づくりにも繋がり、資格の継続的保有が高まることが期待される。

今後、新型コロナウイルス感染症の収束度合いに応じて、障がい者を対象にした教室の開催を総合型地域スポーツクラブで開催できるよう、引き続き次年度もブロック単位での情報交換や人材交流を行う予定である。

#### IV コロナ禍における事業の取り組み

令和2年度の事業を進めるにあたって、その進捗を左右した大きな要因は新型コロナウイルスの感染拡大であった。全国的に多くのイベントや会議が中止や延期になる中、本コンソーシアムでは構成団体の協力を得ながら手法の変更や感染防止対策をとることで、新しい生活様式を積極的に取り入れながら事業を前進させることに力を傾注することができた。

- コンソーシアム会議では準備会議の段階からオンライン会議システムを併用し、緊急事態宣言下でも会議を滞りなく進めた。視察もオンラインで行うことで旅費を気にすることなく多くの構成員が参加することができた。
- 体験会・導入体験会では利用施設の基準に沿った感染症対策（収容人数・換気の配慮）と、指導者参加者側双方にマウスシールド等の着用と共用するスポーツ用具のこまめな除菌を施した。
- マッチング事業におけるアドバイス等では、前述の導入体験会を除き全てオンライン会議システム上で実施した。初めのうちは利用方法に慣れない部分もあったが、回を重ねるごとに対面時と比べても遜色なく、円滑にミーティングを進めることができた。
- 調査研究においても、QRコードを利用したオンラインフォームからのアンケートを実施することで、調査用紙の送達に係る関係機関との接触を軽減し、その集計においても有効であった。

## V 研究報告

【報告1】 熊本県総合型地域スポーツクラブの調査研究報告

【報告2-1】 特別支援学校・小学校・中学校・福祉施設等事業所の生涯スポーツとしての障がい者スポーツ及びユニバーサルスポーツのニーズ調査研究町内調査

【報告2-2】 障がい当事者の保護者を対象にした生涯スポーツとしての障害者スポーツ及びユニバーサルスポーツのニーズ調査研究町内調査

令和2年度スポーツ庁委託事業  
「障害者スポーツ推進プロジェクト（地域の課題に対応した障害者スポーツ  
の実施環境の整備事業）」

熊本県総合型地域スポーツクラブの調査研究報告【報告1】

## I. 調査概要

### 1. 調査の目的

本調査は、熊本県総合型地域スポーツクラブの課題に対応した障害者スポーツの実施環境に関する調査である。

本調査の目的は、地域の総合型地域スポーツクラブの活動基盤（対象者の発掘、スポーツクラブとのマッチングなど）の強化や活性化（イベントや体験会など）を図るための基礎資料とすることである。

倫理的配慮について、本調査結果は、調査の回答は任意であり団体や個人の自由意志が尊重され、本調査に回答しないことによる不利益がないこと、また、本調査に回答した場合、統計的に処理され個人や団体が特定されることがないことを文書で示し了解を得た団体から回答を得ている。さらに、個人情報取扱については、回答されたデータは調査団体（調査担当 永野典詞・事務局 西田由実）の外部記憶媒体に保存され 2025 年 9 月には全ての記憶媒体を削除・廃棄する。

なお、今回使用するアンケート調査の内容（項目等）は公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団「日本スポーツ少年団『第9次育成5か年計画』単位スポーツ少年団における障がいのある子どもの参加実態調査報告書<sup>1</sup>」（共同研究者：公益財団法人笹川スポーツ財団）及び平成28年度スポーツ庁委託調査、笹川スポーツ財団「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加における障壁等の調査分析）報告書 平成29年3月<sup>2</sup>」並びに平成28年度国庫補助事業「都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会実態調査報告書<sup>3</sup>」（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・笹川スポーツ財団）を参考に作成している。

---

<sup>1</sup> 公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団・〔共同研究者 公益財団法人笹川スポーツ財団〕「日本スポーツ少年団『第9次育成5か年計画』単位スポーツ少年団における障がいのある子どもの参加実態調査報告書<sup>1</sup>」2015年。<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/doc/shogainoarukodomotachi.hokokusho.pdf> 最終確認 2021年2月20日。

<sup>2</sup> 笹川スポーツ財団「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加における障壁等の調査分析）報告書 平成29年3月。  
[https://www.mext.go.jp/prev\\_sports/comp/a\\_menu/sports/micro\\_detail/\\_/icsFiles/afiel\\_dfile/2017/06/09/1386702\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/a_menu/sports/micro_detail/_/icsFiles/afiel_dfile/2017/06/09/1386702_1.pdf) 最終確認 2021年2月20日。

<sup>3</sup> 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・笹川スポーツ財団「平成28年度国庫補助事業「都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会実態調査報告書」平成28年。  
<https://www.jsad.or.jp/promotion/data/%E5%B9%B3%E6%88%9028%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E9%83%BD%E9%81%93%E5%BA%9C%E7%9C%8C%E3%83%BB%E6%94%BF%E4%BB%A4%E6%8C%87%E5%AE%9A%E9%83%BD%E5%B8%82%E9%9A%9C%E3%81%8C%E3%81%84%E8%80%85%E3%82%B9%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%84%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf> 最終確認 2021年2月20日。

## 2. 調査の内容

### (1) 基本情報について

本調査では、次の基本情報を収集した。団体名、所在地、事務局員数、会員数（2020年3月現在）、記入者氏名、連絡先（電話番号・E-mail）。ただし、本報告書では、個人情報保護の観点から事務局員数と会員数のみの記載としている。

### (2) 障がい者スポーツを推進する意志に関する調査

### (3) 障がい者スポーツ実施の現況

- ①障がい者を主対象とした種目の解説についての調査
- ②障がい者の指導担当者についての調査
- ③団体に参加している障がい者の調査

### (4) 新規種目としての障がい者スポーツの開設ニーズについての調査

- ①障がい者スポーツを新たに定期種目として開設する希望があるかの調査
- ②障がい者スポーツを定期的に開設するにあたり指導者の派遣についての調査
- ③地域の障がい者スポーツ指導者協議会に指導員を派遣を依頼する場合の謝金についての調査

### (5) 自治体における主たる障がい者スポーツ担当部署に関する調査

### (6) 自治体の体育施設を障がい者が利用する際の制限・障壁についての調査

- ①障がい者が自治体の体育館を利用する際に障がい者用駐車場についての調査
- ②自治体の体育館で競技用車いすを利用することについての調査
- ③自治体の体育館に障がい者スポーツの専門知識のある指導者の配置についての調査

### (7) スポーツ推進計画についての調査

### (8) 他組織との連携についての調査

- ①他組織との連携について、現在と今後の状況についての調査
- ②障がい者スポーツに早期の取組を希望する団体への連絡の有無の調査

## 3. 事業の実施体制

熊本県内で障がい者スポーツや障がい者の暮らし及び地域スポーツに関わる団体や有識者で構成する障がい者スポーツコンソーシアム「しょうがいスポーツリンケージくまもと」を設置し調査検討会議を実施した。

### (1) 実施体制

■障がい者スポーツコンソーシアム「しょうがいスポーツリンケージくまもと」（構成員）

	氏名	所属・役職	備考
1	辻 啓司	熊本障がい者スポーツ指導者協議会／会長	
2	中尾 直道	(熊本県社会福祉事業団事業課) 熊本県障害者スポーツ・文化協会／事務局	
3	齋藤 久允	熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会／	加盟団体の統括

		理事長	
4	太田黒尚子	熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会／事務局	加盟団体の連絡調整
5	永野 典詞	九州ルーテル学院大学／教授	調査研究
6	行實 鉄平	久留米大学／准教授	アドバイザー
7	西田 政博	南関町／福祉課 係長	福祉事業所情報提供
8	菅原 充留	南関町／福祉課 主事	
9	城野 和則	南関町／教育課 課長補佐	
10	西田 健太 美奈川 徹	南関町／教育課 主事 南関町／教育課 主事	
11	森 洋祐	南関町第二小学校／特別支援学級 特別支援主任	
12	猿渡 涼	南関町社会福祉協議会／福祉スポーツ担当	スポーツ情報提供
13	原口 護	NPO 法人 A-life なんかん／理事長	
14	山田 健次	NPO 法人 A-life なんかん／ゼネラルマネジャー	事業の企画提案
15	西田 由実	NPO 法人 A-life なんかん／事務局長	コーディネーター

## II 調査報告

### 1. 調査の概要

#### 1.1. 調査の目的

本調査の目的は、A 県内の総合型地域スポーツクラブの活動基盤（対象者の発掘、スポーツクラブとのマッチングなど）の強化や活性化（イベントや体験会など）を図るための基礎資料を収集し分析することである。

#### 1.2. 調査対象

A 県の総合型地域スポーツクラブ 81 団体（件数）を対象とした。回答は 26 団体で、回答率は 32.1%であった。

#### 1.3. 調査方法及び回収結果

本調査はアンケート調査表を電子メールで送信し、回答を返送してもらった。

また、調査項目は以下のとおりである。

##### ・基本情報について

本調査では、次の基本情報を収集した。団体名、所在地、事務局員数、会員数（2020 年 3 月現在）、記入者氏名、連絡先（電話番号・E-mail）。ただし、本報告書では、個人情報

保護の観点から事務局員数と会員数のみの記載としている。

- ・障がい者スポーツを推進する意志に関する調査
  - ・障がい者スポーツ実施の現況
    - 障がい者を主対象とした種目の開設についての調査
    - 障がい者の指導担当者についての調査
    - 団体に参加している障がい者の調査
  - ・新規種目としての障がい者スポーツの開設ニーズについての調査
    - 障がい者スポーツを新たに定期種目として開設する希望があるかの調査
    - 障がい者スポーツを定期的に開設するにあたり指導者の派遣についての調査
    - 地域の障がい者スポーツ指導者協議会に指導員を派遣を依頼する場合の謝金についての調査
  - ・自治体における主たる障がい者スポーツ担当部署に関する調査
  - ・自治体の体育施設を障害がい者が利用する際の制限・障壁についての調査
    - 障がい者が自治体の体育館を利用する際に障がい者用駐車場についての調査
    - 自治体の体育館で競技用車いすを利用することについての調査
    - 自治体の体育館に障がい者スポーツの専門知識のある指導者の配置についての調査
  - ・スポーツ推進計画についての調査
  - ・他組織との連携についての調査
    - 他組織との連携について、現在と今後の状況についての調査
    - 障がい者スポーツに早期の取組を希望する団体への連絡の有無の調査
- 回収数は 26 件（回収率：32.1%）であった。
- ・N は人数、% は割合を表している。

#### 1.4. 調査期間

2020 年 8 月 7 日～9 月 7 日。

## 2. 調査結果

### 2.1. 基本情報について

今回、回答してもらった総合型地域スポーツクラブ（以下、「団体」という。ただし、自由回答や文脈によって略せずに記載している。）は 26 団体でその事務局員数と会員数を以下に示す（表 1 参照）。

表1 -1 団体の事務局員数及び会員数

	事務局員数 (N)	会員数 (N)
合計	46	8185
平均値	1.7	315
最大値	6	1010
最小値	0	46

表1-2 会員数の内訳

会員数 (N)	団体数
1～99	1
100～199	12
200～299	4
300～399	2
400～499	1
500～599	2
600～699	2
700～799	0
800～899	0
900～999	1
1000～1010	1

事務局員数の平均は 1.7 人で最大値が 6 名、最小値は 0 名であった。1 名が 13 団体と最も多く、次いで 2 名が 8 団体、3 名が 2 団体、5 名、6 名、0 名が 1 団体であった。

会員数の平均は 315 名で最大値が 1010 名、最小値が 46 名であった。100 名以上 199 名以下が 12 団体と最も多く、次いで、200 名以上 299 名以下が 4 団体、300 名以上 399 名以下、500 名以上 599 名以下、600 名以上 699 名以下が 2 団体、400 名以上 499 名以下、900 名以上 999 名以下、1000 名以上、100 名以下が 1 団体であった。

## 2.2. 障がい者スポーツを推進する意志に関する調査

障がい者スポーツの推進をしたいと考えているか、について調査した結果、「1 はい (推進している)」が 7 団体 (26.9%)、「2 いいえ (考えていない)」が 3 団体 (11.5%)、「3 検討中あるいは未定 (現在は行っていないが、これから推進するか検討する)」が 16 団体 (61.5%) であった (表 2 参照)。

表2 障がい者スポーツの推進を進めたいと考えているか。

回答	団体数=26	%
1 はい	7	26.9%
2 いいえ	3	11.5%
3 検討中	16	61.5%

調査の結果から「1 現在、進めている」と「3 現在は行っていないが、これから推進するか、検討する」を合わせると 23 団体 (88.4%) が障がい者スポーツの推進に意欲的であることがわかった。

## 2.3. 障がい者スポーツ実施の現況

障がい者スポーツ実施の現状について以下の3つの調査を行った。

### 2.3.1. 障がい者を主対象とした種目の開設についての調査

障がい者を主対象とした種目の開設の有無について、障がい者スポーツを推進すると答えた団体の調査の回答結果は「開設している」が3団体（27.3%）、「開設していない」が8団体（72.7%）であった（表3-1参照）。障がい者を主対象とした種目開設については今後の課題といえる。

表3-1 障がい者を主な対象とした種目を開設しているか。

開設の有無	団体数	%
開設している	3	27.3%
開設していない	8	72.7%

\*割合は障がい者スポーツを推進すると答えた施設での団体の有無である。

次に「開設している」と回答した団体の開設している種目と「開設していない」と回答した自由記述を表3-2に示す。「開設している」では、トランポリンやコーディネーション教室、フライングディスク、子どものスポーツ教室、健康卓球、ヨガなどが実施されている。「開設していない」では、ニーズがわからない、指導者不足、小学校部活での受入、障がい者スポーツに長けたているスタッフがいらない、などが指摘された。

上記の回答から、障がい者を主な対象とした種目を開設している理由は、表3-2にあるように、特別支援学校等の拠点施設があること、それによって、障がい者との関わりもあり、ニーズが捉えやすいことが理解できる。また、障がい者を対象とした種目を開設していない理由として、障がい者スポーツへの理解度が低いこと、かつ、障がい者スポーツが適切に指導できる指導者の存在が不足していることも考えられる。今後は、障がい者スポーツの重要性と必要性の理解や、地域にある障がい者スポーツ指導者協議会等との協働・連携していくことが重要であると考えられる。

表3-2 障がい者スポーツを開設している場合の種目及び開設していない場合の自由回答

開設あり

1. トランポリン
2. 盲学校、聾学校の保護者より、スポーツする事での神経的な開放を相談されており、マット運動によるコーディネーション教室を開催予定だが、コロナの影響で進んでいない状況。その他として、肢体的、精神的障がい者も参加可能なコーディネーション教室を開催中。
3. トランポリンと総合スポーツ・フライングディスクスポーツ・子どものスポーツ教室・健康卓球・ヨガ教室 単発イベント等

開設なし

1. ニーズが分からないから障がい者を主な対象の種目は開設していない。現状開設している教室への参加はしていただいている。
2. クラブとしては開設していないが、委託としてプール指導者を派遣している。
3. 指導者不足と障がい施設があるため。
4. 当該会員の参加が無い。
5. まだ地域でのニーズを捉えていないので、教室の開設には至っていない
6. 開設はしていないが、既存のJrスクール、小学校部活動の受け皿の学童スポーツクラブに多数参加している。
7. 障がい者スポーツに長けているスタッフがいない。

### 2.3.2. 障がい者の指導担当者についての調査

障がい者の指導担当者を調査した結果、担当者数 1 名が 4 団体で最も多く、次いで 3 名が 2 団体、2 名および 5 名が 1 団体であった。その内、4 名が日本障がい者スポーツ協会認定障がい者スポーツ指導員（以下、「障がい者スポーツ指導員」という。）であった（表 4 参照）。

この結果から、障がい者スポーツの担当者数は十分とはいえないことがわかった。しかし、障がい者スポーツの指導担当者 8 名の内、4 名は障がい者スポーツ指導員であることから、障がい者スポーツ実施にあたっては、このような有資格者の活躍が期待される。

表4 障がい者の指導の担当者について

担当者数 (N)	団体数	*1 有資格者数(N)
1	4	4
2	1	0
3	2	0
4	0	0
5	1	0
計	8	4

\*1 有資格者とは、日本障がい者スポーツ協会の障がい者スポーツ指導員を指す。

### 2.3.3. 団体に参加している障がい者の調査

団体に参加している障がい者について調査した結果、参加している団体数は 6 団体 (19.2%)、参加している障がい者は 29 名 (0.35%) であった (表 5-1 参照)。

この結果から、障がい者が参加している団体も障がい者の人数も低位であることがわかる。今後は共生社会、障がい者の社会参加の推進のためにも障がい者のスポーツへの取組が促進されるような仕組みや手立てが必要であろう。

表 5-1 参加している障がい者について

参加団体数	% *1	参加人数 (N)	% *2
6	19.2%	29	0.35%

\*1 26団体の障がい者が参加している割合を示す。

\*2 26団体の登録者数の障がい者参加の割合を示

次に、参加している障がい者の種別を調査した結果を表 5-2 に示す。発達障がい者が 16 名 (55.2%) と最も多く、次いで不明 6 名 (20.7%)、肢体不自由 4 名 (10.3%)、知的障がい 2 名 (6.9%)、音声言語またはそしゃく機能障がい、精神障がい、がそれぞれ 1 名 (3.4%) となっている。

種目では、上記の開設種目でも示しているようにトランポリン、水泳、コーディネーション教室、健康体操、チェアーヨガ、健康卓球、水泳などとなっている。なお、以下の表 5-2 内では、法令用語である、障害と標記している。

表5-2 参加している障がい者の障がい種別について

障がい種別	N=29	%	種目
1 視覚障害	0	0.0%	
2 聴覚障害	0	0.0%	
3 音声言語またはそしゃく機能障害	1	3.4%	チェアーヨガ教室
4 肢体不自由	3	10.3%	トランポリン・コーディネーション教室・健康体操・ヨガ
5 内部障害	0	0.0%	
6 知的障害（療育手帳などの保持者）	2	6.9%	コーディネーショントレーニング・健康体操
7 精神障害（精神障害者福祉手帳保持者）	1	3.4%	健康卓球
8 発達障害（自閉症・アスペルガー症候群・ADHDなど）	16	55.2%	トランポリン・水泳・コーディネーショントレーニング
9 不明	6	20.7%	トランポリン
10 把握していない	0	0.0%	

\* 上記以外に視覚障がい2名、聴覚障がい2名が今後参加予定あり。上記は法令上の障害と標記。

さらに、障がい種別の把握について調査した結果、「2 家族からの聞き取り」が5名（83.3%）と最も多く、「1 本人からの聞き取り」「3 その他」が1名（16.7%）であった（表5-3参照）。自由記述の内容を表5-4に示す。

調査の結果が示すとおり、家族からの聞き取りが多く、家族からの依頼や保護者からの情報開示の有無など、家族、保護者と団体の関係が良好であることも障がい者スポーツ指導においては重要な要素であると思われる。

表5-3 障がいの把握方法について

把握方法	団体数	%
1 本人からの聞き取り（障害手帳のコピー提出を含む）	1	16.7%
2 家族からの聞き取り（障害手帳のコピー提出を含む）	5	83.3%
3 その他	1	16.7%

\*1 団体数は障がい者の参加がある6施設である。また、複数回答があり100%にはならない。

2の自由記述：家族からの依頼による。障がいの度合いに応じて教室内容を企画

3の自由記述：幼少期より関わりがあり、教室参加時に保護者から情報開示していただいた

表5-4 障がい者の把握方法の3その他の自由回答

幼少期より関わりがあり、教室参加時に保護者から情報開示していただいた。

家族からの依頼による→障がいの度合いに応じて教室内容を企画。

\*2団体より回答。

それから、参加している障がい者のクラブ会費等の減免などの有無について調査した結果、1団体で障がい者はクラブ会費の半額減免がある。6団体でクラブ会費の減免はない、となっている。しかし、一部の団体から今後検討する必要がある、などの回答があった（表5-5参照）。

障がい者のクラブ会費については、社会通念上の範囲内で減免措置があると障がい者も総合型地域スポーツクラブに参加する機会を拡大する要因になるのではないだろうか。

表5-5 参加している障がい者のクラブ会費等の減免などの有無について

項目	団体数	自由記述
1 クラブ会費減免あり	1	障がい者は半額
2 クラブ会費減免なし	6	該当会員が発足10年間参加が無い為あれば具体的に減免など行う予定。今後検討が必要と考えている。低会費を設定しているため。
3 その他	2	スタッフを配置する。会員としてではなく、月2-4回程度にて、自由参加としている（保険対応可能）

## 2.4. 新規種目としての障がい者スポーツの開設ニーズについての調査

新規種目としての障がい者スポーツの開設ニーズについて以下の3つの調査を行った。

### 2.4.1. 障がい者スポーツを新たに定期種目として開設する希望があるかの調査

障がい者スポーツを新たに定期種目として開設する希望があるかの調査の結果、「種目開設の希望あり」が5団体、「種目開設の希望なし」が10団体、その他が6団体であった（表6参照）。障がい者スポーツの定期種目開設については、積極的とはいえない結果となった。

自由記述の回答をみると、種目開設の希望がある団体では、障がい者のニーズや希望があれば開設したい、とする回答が多かった。また、種目開設の希望なし、とする団体では、専門知識（障がい者スポーツや障がいに関する）のある指導者がいない、知識や技術がなく、スタッフもいない、一般競技の対応で精一杯などの回答であった。その他と回答した団体では、ニーズの把握ができていない、現在も受け入れている、既存団体と協議する、参加希望者があれば種目を増やす準備がある、などの回答であった。

今後、障がい者スポーツを新たに定期種目として開設して、障がい者が日頃からスポーツに親しむためにも、障がい者スポーツの専門知識を有する地域の障害者スポーツ指導

者を有効活用するための手立てを考えていくことが必要である。そのためには、上述したように地域の障がい者スポーツ指導者協議会との連携を深めていくことも重要である。

表6 障がい者スポーツを定期種目として開設する希望はあるか

項目	団体数	自由記述
種目開設の希望あり	5	ニーズがあれば実施したい。競技として、障がい者スポーツの指導内容を知る必要があり、今後、習得していく。（現在は、障がい者に合わせた運動としている）。希望があれば開設する。
種目開設の希望なし	10	専門知識のある指導者がいない。現状では知識や技術がなく、スタッフもいないため、一般競技の対応だけで精一杯。
その他	6	希望があるが、近々には対応できない状況である。ニーズがあるかわからない。定期種目に障がいをお持ちの方を受け入れている。今後、既存団体と協議のうえ検討（予定）。参加希望者があれば種目を増やす準備はある。

障がい者スポーツを新規開設希望する種目の結果を表 6-2 に示す。新規開設希望種目はニュースポーツが 5 団体と最も多く、次いで陸上、フライングディスク、室内ペタングが 2 団体、卓球、アーチェリー、車いすバスケットボール、聴覚障がい者スポーツ、視覚障がい者スポーツ、知的障がい者スポーツ、ふうせんバレーが各 1 団体であった。

ニュースポーツなど、気軽に取り組めるスポーツが求められているといえる。

表6-2 新規開設希望種目について

種目	希望団体数	種目	希望団体数
ニュースポーツ	5	室内ペタング	2
陸上	2	聴覚障がい者スポーツ	1
フライングディスク	2	視覚障がい者スポーツ	1
卓球	1	知的障がい者スポーツ	1
アーチェリー	1	ふうせんバレー	1
車いすバスケットボール	1	バドミントン	0
水泳	0	その他	0

#### 2.4.2. 障がい者スポーツを定期的に開設するにあたり指導者の派遣についての調査

障がい者スポーツを定期的に開設するにあたり指導者の派遣について調査した結果、「1 自身の団体の指導者で対応する」が 2 団体、「2 地域の障がい者スポーツ指導者協議会に指導員の派遣を依頼する」が 6 団体、「その他」が 6 団体であった（表 7 参照）。

自由記述では、「2 地域の障がい者スポーツ指導者協議会に指導員の派遣を依頼する」

と回答した団体から、「専門指導者を派遣していただきクラブ指導者も入り運営を考えている。指導者の確保・派遣等が困難である。人材がない。県北への依頼及び相談によると思う。クラブでの指導者にも声をかけ、できるならば今後養成したい。」との回答があった。

また、「その他」と回答した団体から「開催を含め、これから検討。未定。現状ではわからないも、参加者があれば自身の指導者を主に、できなければ指導者の派遣要請をする。開設する際に検討します。」との回答があった。

今後は、地域の障がい者スポーツ指導者協議会への派遣要請と同時に各団体の指導員が障がい者スポーツ指導員の資格を取得するなど、自身で対応できる取組も必要であろう。

表7 障がい者スポーツを定期的開設するにあたり指導者の派遣について

項目	団体数	自由記述
1 自身の団体の指導者で対応する	2	
2 地域の障がい者スポーツ指導者協議会に指導員の派遣を依頼する	6	専門指導者を派遣していただきクラブ指導者も入り運営を考えている。回答「1・2」とともに、指導者の確保・派遣等が困難である。人材がない。県北への依頼及び相談によると思う。クラブでの指導者にも声をかけ、できるならば今後養成したい。
3 その他	6	開催を含め、これから検討。未定。現状ではわからないも、参加者があれば自身の指導者を主に、できなければ指導者の派遣要請をする。開設する際に検討します。

#### 2.4.3. 地域の障がい者スポーツ指導者協議会に障がい者スポーツ指導員の派遣を依頼する場合の謝金についての調査

地域の障がい者スポーツ指導者協議会に障がい者スポーツ指導員の派遣を依頼する場合の謝金について調査した結果、「1. 自身の団体の謝金規定に沿って対応する」が5団体、「2 地域の障がい者スポーツ指導者協議会の謝金規定に沿って対応する」が4団体、「3 その他」が5団体であった。自由記述では、「2 地域の障がい者スポーツ指導者協議会の謝金規定に沿って対応する」と回答した団体が「柔軟に対応する」、「3 その他」と回答した団体が「開催含め、これから検討。教室収益によって考える。」としている。

地域の障がい者スポーツ指導者協議会から障がい者スポーツ指導員を派遣する場合の謝金は団体の規模、収益状況などを踏まえて弾力的な運用が必要になってくると思われる。

表8 地域の障がい者スポーツ指導者協議会に指導員の派遣依頼する場合の謝金について

項目	団体数	自由記述
1 自身の団体の謝金規定に沿って対応する	5	
2 地域の障がい者スポーツ指導者協議会の謝金規定に沿って対応する	4	柔軟に対応する。
3 その他	5	開催含め、これから検討。教室収益によって考える。

## 2.5. 自治体における主たる障がい者スポーツ担当部署に関する調査

### 2.5.1. 自治体の障がい者スポーツの主たる担当部署の調査

団体のある自治体の障がい者スポーツの主体担当部署を調査した結果、「①障害福祉・社会福祉関連部署」が10団体と最も多く、次に「②教育委員会等のスポーツ部署」が5団体、「④その他」が4団体、「③首長部局のスポーツ担当部署」が3団体となっていた。A県では、障害福祉・社会福祉関連部署が主たる担当部署であるといえる。

また、主たる担当部署と同時に「障がい者の生涯スポーツに関する担当部署」「障がい者の競技スポーツに関する担当部署」など複数の部署が障がい者スポーツを担当していることがわかる。さらに、自由記述から「把握していない、主たる担当部署が不明、スポーツ担当部署及び福祉担当部署で情報共有して対応など」障がい者スポーツの担当部署が不明な団体もあることがわかった。

表9 自治体の障がい者スポーツの主たる担当部署について

部署名	主たる担当部署（団体数）	障がい者の生涯スポーツに関する担当部署（団体数）	障がい者の競技スポーツに関する担当部署（団体数）
①障害福祉・社会福祉関連部署	10	8	4
②教育委員会等のスポーツ部署	5	5	5
③首長部局のスポーツ担当部署	3	1	1
④その他 → 自由記述に記入	4	3	2

自由記述：把握していない。B市から、行ってほしいという相談もないし、こちらからしたこともない。以前スポレクの会議で障がい者スポーツを取り入れようと話したが指導者がいないとか、会場の整備が出来ていないなど反対された。②は、無し。全く、把握しておらず、今後の取り組みの入り口であるとは感じている。健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課。主たる担当部署は①と②のどちらか不明。スポーツ担当部署及び福祉担当部署で情報を共有して対応。

## 2.6. 自治体の体育施設を障がい者が利用する際の制限・障壁についての調査

### 2.6.1. 障がい者が自治体の体育館を利用する際に障がい者用駐車場についての調査

障がい者が自治体の体育館を利用する際の障がい者用駐車場の有無について調査した結果、「1 ある」とするのは18団体(69.2%)、「2 ない」とするのは6団体(23.1%)であった。しかし、十分な駐車スペースがあること、特別に障がい者用になっていないことが自由記述で回答されていた。「3 その他」は2団体(7.7%)で、その内、7つの会場で中学校、小学校の体育館であること、障がい者専用にはなっていないが十分な駐車スペースがあることが自由記述で回答されていた(表10参照)。

これらの結果から、障がい者が体育館を利用する際の障がい者用駐車場については、専用スペースが整っていること、専用ではないが駐車スペースが十分に確保してあることがわかる。しかしながら、十分な駐車スペースがある場合も含めて障がい者用駐車場の確保は必要であると考えられる。今後の課題であるといえる。

表10 障がい者が体育館を利用する際の障がい者用駐車場について

項目	団体数	%	自由記述
1 ある	18	69.2%	駐車場の規模からすると、台数少。2階観覧席への移動。
2 ない	6	23.1%	十分な駐車場スペースがあるが、障がい者用にはなっていない。
3 その他	2	7.7%	7つの会場(中学2、小学5)なので、あるところと無いところがある。障がい者専用としてはないが、止めれるスペースは十分ある。

### 2.6.2. 自治体の体育館で競技用車いすを利用することについての調査

自治体の体育館で競技用車いすを利用することについて調査した結果、「1 利用できる」は15団体(57.7%)で最も多く。自由記述では「利用されたことがない、特に制限はない、競技中または転倒により床面破損の恐れがある種目は利用不可、車いすバスケットボール利用あり。」の回答があった。「2 利用できない」は5団体(19.2%)であった。自由記述では「施設側へ確認が取れていないが、スロープはあるため可能と思われるが、車いす対応のトイレが無い。」の回答があった。「3 その他」は6団体(23.1%)であった。自由記述では「中学校体育館にて車いすの卓球交流会及び大会を以前実施しました。中学校の体育館使用許可が下りた。制限はないようですが、使用された経緯はありません。調査・企画したことがない。現在、利用がないため考えていない。把握していない。会場に規定はなく、協議となる。」の回答であった(表11参照)。

これらのことから、競技用車いすの利用可能な体育館は約6割で、利用できるか不明、利用したことがない、使用された経緯がない、など競技用車いす利用については、自治体

との協議や調整が必要である体育館も一定数存在する。今後は自治体の体育館利用規定や利用条件などの規約整備も必要である。障がい者が競技、レクリエーション、生涯スポーツなどで自治体の体育館利用が円滑にできるような条件整備が求められる。

表11 体育館で競技用車いすを利用することは可能

項目	団体数	%	自由記述
1 利用できる	15	57.7%	利用されたことがない。特に制限はなし。(以前、車いすバスケットで体育館を利用されていたが、現在は利用なし。) 競技中または転倒により床面破損の恐れのある種目は利用不可。車いすバスケットボール利用あり。
2 利用できない	5	19.2%	施設側へ確認が取れていないが、スロープはあるため可能と思われるが、車いす対応のトイレが無い。
3 その他	6	23.1%	中学校体育館にて車いすの卓球交流会及び大会を以前実施しました。中学校の体育館使用許可が下りた。制限はない様ですが、使用された経緯はありません。調査・企画したことがない。現在、利用がないため考えていない。把握していない。会場に規定はなく、協議となる。

### 2.6.3. 自治体の体育館に障がい者スポーツの専門知識のある指導者の配置についての調査

自治体の体育館に障がい者スポーツの専門知識のある指導者の配置状況について調査した結果、「2 配置されていない」が24団体(92.3%)で最も多く。「1 配置されている」、「3 その他(わからない)」がそれぞれ1団体(3.8%)であった(表12参照)。

自治体の体育館には、障がい者スポーツの専門知識のある指導者の配置は進んでいないことが明らかになった。今後の課題として、障がい者が適切なスポーツ指導が受けられ、かつ、気軽に自治体の体育館を利用しスポーツができるようになるためにも、障がい者スポーツ指導員資格など、を有する障がい者スポーツの専門知識のある指導者の配置が望まれる。

表12 体育館に障がい者スポーツの専門知識のある指導者が配置されているか

項目	団体数	%	自由記述
1 配置されている	1	3.8%	支援学校の講師。
2 配置されていない	24	92.3%	
3 その他	1	3.8%	わからない。

### 2.7. スポーツ推進計画についての調査

## 2.7.1. 団体のある市町村の地方スポーツ推進計画の策定と貴団体の関わりについての調査

団体のある市町村の地方スポーツ推進計画の策定と貴団体の関わりについて調査した。その結果（表13参照）、「3 計画策定に自身の団体職員・役員は関与していない」が13団体（50.0%）と最も多かった。次いで「1 計画を策定するための審議会メンバーに自身の団体職員・役員が入っていた」が7団体（26.9%）となっている。「2 計画策定のための実務者会議のメンバーに自身の団体職員・役員が入っていた」は該当者がいなかった。

表13 市町村の地方スポーツ推進計画の策定と団体の関わりについて

項目	施設数	%	自由記述
1 計画を策定するための審議会メンバーに自身の団体職員・役員が入っていた	7	26.9%	理事長・ゼネラルマネージャーの2名。大津町スポーツ推進審議会委員として参画。
2 計画策定のための実務者会議のメンバーに自身の団体職員・役員が入っていた	0	0.0%	施設側へ確認が取れていないが、スロープはあるため可能と思われるが、車いす対応のトイレが無い。
3 計画策定に自身の団体職員・役員は関与していない	13	50.0%	現在までノータッチ。
4 その他	5	19.2%	事務局を兼ねていただいている教育委員会社会教育課担当者は入っている。事務局を兼ねていただいている教育委員会社会教育課担当者は入っている。計画はない。未だ、地方スポーツ推進計画の策定がなされていない。スポーツ推進計画が策定されていない（教育基本計画の一部にはある）。
5 回答なし	1	3.8%	

## 2.8. 他組織との連携についての調査

### 2.8.1. 他組織との連携について、現状と今後についての調査

他組織との連携について、現状と今後について調査した。回答は連携が強い場合は3、弱い場合は2、連携していない場合は1を選んでもらった。「回答例：強い→年間を通じて定期的（年3回以上）に連携を持っている。弱い→年間に1～2回など定期的とはいえないが連携を持っている。」である。

その結果、回答には団体によってバラツキはあるものの、「18 民間団体・19 県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」、「20 他の総合型地域スポーツクラブ」との連携は強かった（Av 2.1～2.5）。また、「1 日本障がい者スポーツ協会～7 特別支援学校・15 障がい者関連団体」とは弱いから連携なしが多く（Av 1.0～1.7）、「9 自治体の教育委員会～14 自治体の社会福祉協議会・17 自治体関連団体」とは弱いから強い範疇が多く（Av 1.2～2.2）、「16 医療・18 プロスポーツ団体」は連携なし、弱いが多かった（Av 1.1）。

今後の連携への取組をみると、「18 民間団体・19 県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、20 他の総合型地域スポーツクラブ」との連携は現在同様に強い連携を維持していくことが示された。また、「1 日本障がい者スポーツ協会～7 特別支援学校・15 障がい者

関連団体」とは弱いから連携なしが多く（Av 1.6~1.8）、9自治体の教育委員会～14自治体の社会福祉協議会・17自治体関連団体」とは弱いから強い範疇が多く（Av 1.7~1.3）、「16医療・18プロスポーツ団体」は弱いながらも連携の取組が期待できる（Av 1.5）。

全体として、各団体との今後の連携強化の必要性は理解されていると思われる。これからは、連携の強化に向けた取組が必要である。

表14 他組織との連携について、現状と今後の取組について

項目（団体）	現在（平均）			今後（平均）		
	強い 3	弱い 2	連携なし1	強い 3	弱い 2	連携なし1
1 日本障がい者スポーツ協会	1.1			1.6		
2 日本スポーツ協会	1.7			1.8		
3 障がい者スポーツ競技団体	1.1			1.6		
4 障がい者スポーツクラブ	1.0			1.5		
5 障がい者専用・優先スポーツ施設	1.0			1.4		
6 障がい者スポーツ指導者協議会	1.2			1.7		
7 特別支援学校	1.2			1.5		
8 一般スポーツ競技団体	1.7			1.6		
9 自治体の障害者スポーツ主幹課	1.2			1.5		
10 自治体の教育委員会	2.2			2.3		
11 自治体の障害福祉部局	1.3			1.7		
12 自治体の体育協会	2.2			2.3		
13 自治体のスポーツ推進委員協議会	2.2			2.3		
14 自治体の社会福祉協議会	1.4			1.7		
15 障がい者団体	1.2			1.6		
16 医療施設（病院など）	1.1			1.5		
17 プロスポーツ団体	1.1			1.5		
18 民間企業	2.5			2.5		
19 県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	2.5			2.5		
20 他の自治体の総合型地域スポーツクラブ	2.1			2.3		
21 その他（ ）	1.0			2.0		

### 2.8.2. 障がい者スポーツに早期の取組を希望する団体への連絡の有無の調査

障がい者スポーツに早期の取組を希望する団体への本調査団体からの連絡の有無について調査した。その結果、「2 希望しない」が8団体（30.8%）と最も多く、次いで「1 希望する」が7団体（26.9%）、「3 その他」が9施設（34.6%）であった。

自由記述の中では「準備ができ次第ご連絡させていただきたい。早期ではないですが、今後必要に応じて取り組む。取組については検討中。今後の取り組みについて未定。回答内容としてはおかしいが、色々な情報をいただきたい。参加会員があれば対応していきたい。

今後、取り組みの際に相談させてください」との回答であった。

この結果から、各団体の障がい者スポーツの推進については、検討の余地があること、議論途上であることが推測される。その背景には、障がい者スポーツ指導の専門性に不安があることや、障がい者への対応の経験値の少なさがあるのではないだろうか。今後の課題といえよう。

表15 障がい者スポーツの早期の取り組み希望団体の連絡の有無

項目	団体数	%
1 はい（希望する）	7	26.9%
2 いいえ（希望しない）	8	30.8%
3 その他	9	34.6%
4 未記入	2	7.7%

自由記述：準備ができ次第ご連絡させていただきたい。早期ではないですが、今後必要に応じて取り組。取組については検討中。今後の取り組みについて、未定。回答内容としてはおかしいが、色々な情報をいただきたい。参加会員があれば 対応していきたい。今後、取り組みの際に相談させてください

### 3 まとめと提言

これまでの調査の結果を踏まえて以下にまとめと提言を述べる。

#### (1) 「障がい者スポーツを推進する意志に関する調査」

これから推進するか、検討する」を合わせると 23 団体（88.4%）が障がい者スポーツの推進に意欲的である。

この結果から、今後、団体としても障がい者を対象としたスポーツ推進への意欲がみられた。障がい者スポーツが推進されることによって、地域の障がい者の生活の豊かさが育まれる風土ができるのではないだろうか。

しかしながら、約 1 割の団体が障がい者スポーツの推進には消極的であることは、地域性や指導員の確保、団体の理念や方針、組織の規模などの要因が考えられる。よって、一概にすべての団体が障がい者スポーツを推進するとは考えにくい。地域のスポーツ拠点としても考えられるので、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが気軽に参加できる環境を構築されることを期待したい。

#### (2) 「障がい者スポーツの実施の現況」

障がい者を対象とした種目の開設は 3 割に満たない。その理由として、障がい者スポーツの理解不足であること、ニーズ把握が不十分であること、指導ができる人材不足等が挙げられる。さらに、新規種目として、障がい者スポーツについても、消極的であることがわかった。今後は、障がい者スポーツの普及のためにも、障がい者スポーツ指導員の活用等も視野に入れた取組が必要であろう。

また、障がい者スポーツを実施する際には、各団体でハードルを高くするのではなく、まず、「できること、やれること」を考え実践してみることを必要であろう。当然、安全管理や障がいの理解など基本的な事項を踏まえながら、障がいのあるなしに関わらない共生社会の実現のためにも、誰もが参加できるスポーツ施設であることを期待したい。

### (3) 「自治体における主たる障がい者スポーツ担当部署に関する調査」

「①障害福祉・社会福祉関連部署」が10団体と最も多く、次に「②教育委員会等のスポーツ部署」が5団体、「④その他」が4団体、「③首長部局のスポーツ担当部署」が3団体となっていた。A県では、障害福祉・社会福祉関連部署が主たる担当部署であるといえる。障害福祉・社会福祉関連部署とのさらなる連携と同時に、スポーツ関連部局との連携も今後は検討が必要であるといえる。

障がい者の体育館利用等についても、管理部局の理解が必要であり、互いの意志の疎通を深めることで障がい者が利用しやすい環境を構築することができるであろう。結果として、障がい者の自治体の体育館利用の障壁が軽減されると考えられる。

そして、地域資源でもある体育館利用も含めて、行政、現場担当者、一般市民の共通理解を深めていくことも必要であろう。

### (4) 「障がい者スポーツの専門知識のある指導員の配置について」

9割以上の団体で障がい者スポーツの専門知識のある指導員が配置されていないことがわかった。障がい者が適切なスポーツ指導が受けられ、かつ、気軽に自治体の体育館を利用しスポーツができるようになるためにも障がい者スポーツ指導員資格などを有する障がい者スポーツの専門知識のある指導者の配置が望まれる。

まずは、地域の障がい者スポーツ指導者協議会との連携、協働によってできることから進めていくことも、障がい者スポーツ指導員の配置の1つのきっかけになるのではないだろうか。

さらに、団体の指導員も、ぜひ、障がい者スポーツ指導員資格を取得し、障がい者スポーツの専門性を身に付けてほしい。結果として、障がい者が安心・安全にスポーツに取り組むことができるのではないかと考える。

### (5) 「他組織との連携について」

全体として、各団体との今後の連携強化の必要性は理解されていると思われる。各団体によって、それぞれに連携強化する団体は異なることは理解できる。団体の地域性や個別性、親和性から連携を強化する対象団体を検討することが必要であろう。

例えば、団体、地域の障がい者スポーツ指導者協議会、学校（特別支援学校を含む）、行政、民間スポーツクラブ、各種福祉施設、病院など地域の関係機関など、身近な地域で連携・協働しやすい関係機関と連携強化を図ることも必要であろう。



令和2年度スポーツ庁委託事業

「障害者スポーツ推進プロジェクト（地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境  
の整備事業）」

熊本県総合型地域スポーツクラブの調査研究報告【報告2-1】

# 特別支援学校・小学校・中学校・福祉施設等事業所の生涯スポーツとしての障がい者スポーツ及びユニバーサルスポーツのニーズ調査研究町内調査

## 1. 調査目的

本調査は、A 県 B 郡 C 町内（D 市、特別支援学校 1 校含む）の障がいのある児童生徒に関わる教育機関や児童福祉事業所の課題に対応した障がい者スポーツの実施環境に関する調査（以下、「本調査」という。）である。

本調査の目的は、C 町の総合型地域スポーツクラブの活動基盤（対象者の発掘やマッチングなど）の強化及び活性化（イベントや体験会、定期的な教室開催など）を図るための基礎資料とすることである。

障がいのある児童生徒が、普段の学校生活から家庭生活においての運動・スポーツへの取組を把握すること、かつ、障がいのある児童生徒への運動・スポーツの提供について把握することで、今後の課題や問題を明らかにしていきたい。また、本調査は、障がいのある児童生徒の運動・スポーツの実施状況について尋ねている。

なお、本調査の質問紙の内容は笹川スポーツ財団「特別支援学校のスポーツ環境に関する調査<sup>1</sup>」の調査項目（特別支援学校のスポーツ環境に関する調査 A 票）及び社団法人 日本フィットネス協会「障害者向けオーダーメイド運動プログラム開発のための、障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査事業結果報告書 平成 22 年度障害者総合福祉推進事業 平成 23 年 3 月<sup>2</sup>」を参考に作成している。

## 2. 倫理的配慮

倫理的配慮について、本調査結果は、調査の回答は任意であり団体や個人の自由意志が尊重され、本調査に回答しないことによる不利益がないこと、また、本調査に回答した場合、統計的に処理され個人や団体が特定されることがないことを文書で示し了解を得た団体から回答を得ている。

## 3. 研究概要

### 3.1. 調査対象

A 県 B 郡 C 町及び A 県 D 市の小学校（4 校）、中学校（1 校）、特別支援学校（1 校）、子ども発達支援センター（1 施設）の計 7 学校・施設を対象とした。

### 3.2. 調査方法及び回答結果

本調査は google フォームを利用したオンライン調査である。調査対象者にメールでアンケート調査の URL を送信し回答してもらった。

回答は 7 つの学校・施設から回答があった。回答率は 100% である。

---

<sup>1</sup> 笹川スポーツ財団「特別支援学校のスポーツ環境に関する調査」2016 年。

<sup>2</sup> 社団法人 日本フィットネス協会「障害者向けオーダーメイド運動プログラム開発のための、障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査事業結果報告書 平成 22 年度障害者総合福祉推進事業」平成 23 年 3 月。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyoyou/dl/seikabutsu18-1.pdf>

### 3.3. 調査期間

本調査の期間は10月10日から11月10日である。

## 4. 調査結果と考察

以下、考察の部分はわかりやすいように枠で囲っている。

### 4.1. 基本情報について

今回、回答してもらった小学校4校、中学校1校、特別支援学校1校、子ども発達支援センター（以下、「施設」という。）1施設、合計7校・施設であった。その内訳を以下の表1に示す。なお、以下では、上記のすべての学校・施設を対象として標記する場合は「学校・施設」と標記する。

表1 調査対象学校・施設

A 県立支援学校
C 町立第一小学校
C 町立第二小学校
社) こども発達支援センター E
C 町立第三小学校
C 町立第四小学校
C 町立中学校

### 4.2. 回答者の属性

回答者の属性は施設が代表理事1名、学校は教諭4名、教頭2名の合計7名である（図2参照）。

表2 回答者の属性

回答者の属性	人数	割合
教諭	4	57.1%
教頭	2	28.6%
代表理事	1	14.3%

### 4.3. 学校・施設の児童生数について（2020年10月1日現在）

問1及び問1-2で回答を依頼した、学校・施設の児童生徒数について以下に述べる。今回回答いただいた、学校施設は、1施設、4小学校、1中学校、1支援学校である。児童・生徒数は中学校は170人、小学校は76人から145人、支援学校が169人、施設が28人であった（表1参照）。障がい児が在籍している学校・施設は100%であった。

また、学校・施設にはすべて障がい児が在籍していた。さらに、その障がい児の種別は知的障がい、発達障がい、聴覚障がいであった（表3参照）。

表3 学校・施設の児童生徒数及び障がい児在籍の有無並びに障がい種別部位

学校施設名	児童数 (人)	障がい児 在籍の有無	障がい種別			
第一小学校	145	有り	知的障がい	発達障がい	聴覚障がい	
第二小学校	85	有り	知的障がい	発達障がい		
第三小学校	109	有り	知的障がい	発達障がい		
第四小学校	76	有り	知的障がい	発達障がい		
町立中学校	170	有り	知的障がい	発達障がい		
支援学校	169	有り	知的障がい			
社) こども発達支援センター	28	有り	知的障がい	発達障がい		

#### 4.4. 学校・施設の教員・職員数、及び日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員資格保持者並びにスポーツ指導状況について

学校・施設の教職員数は施設 13 名、小学校が 17 名から 19 名、中学校が 26 名、特別支援学校が 81 名であった（表 4 参照）。また、施設・学校教職員で日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員資格保持者（以下、「障がい者スポーツ指導員」という。）はいなかった。よって、原則、障がい者スポーツ指導員による体育・スポーツ指導は行われていない。

表4 学校・施設の教職員数

学校施設名	教職員数
第一小学校	19
第二小学校	17
第三小学校	18
第四小学校	18
中学校	26
支援学校	81
社) こども発達支援センター	13

#### 4.5. 学校・施設の体育・スポーツ（授業及び部活などのスポーツ指導を含む）の実施状況について

学校・施設の 1 週間の体育・スポーツ（授業及び部活などのスポーツ指導を含む）の実施状況（1 週間の運動時間）については、小学校は低学年、中学年、高学年ともに 3 時間以内が最も多く、中学校は 3 時間以内、支援学校は小学部、中学部が 4 時間、高等部が 4 時間以内となっていた。施設は 1 時間以内であった（表 5 参照）。

表5 学校・施設のスポーツ実施状況（1週間）

学校・施設名	時間数
施設	1時間以内
第一小学校	3時間以内
第二小学校	3時間以内
第三小学校	3時間以内
第四小学校	3時間以内
中学校	3時間以内
支援学校小学部・中学部	4時間以内
支援学校高等部	3時間以内

#### 4.6. 学校・施設の体育・スポーツ（授業及び部活などのスポーツ指導を含む）の実施種目について

学校・施設の体育・スポーツ（授業及び部活などのスポーツ指導を含む）の実施種目は、小学校・中学校では、運動遊び、ラジオ体操、ストレッチ、器械体操、陸上競技、水泳、球技、ダンスが共通していた。小学校にない種目として、中学校では武道が行われていた。施設ではストレッチのみの回答であった。以下、参照されたい。

同種学校間での実施種目の違いは少なく、小学校、中学校、特別支援学校でも実施種目に大きな開きはなかった。障がいのあるなしにかかわらず、体育・スポーツが授業や課外活動の一環として取り組まれていることが推論できる。特に体育の授業としての取組が、種目の幅を広げる要因となっているのではないかと考える。しかし、施設では実施種目も少なくストレッチのみとなっていた。これには、指導者の問題や設備・用具、時間的理由など考えられる。学校のように体育・スポーツの用具や器具が準備され、専門の指導者が安全に配慮した環境での体育・スポーツの実施には一定の課題があると考えられる。つまり、この課題を解決するためには、総合型地域スポーツクラブの活用を提案することも1つの方策であろう。

運動遊び／ラジオ体操／ストレッチ／器械運動（マット運動、鉄棒など）／陸上競技／水泳／球技（バレーボール、バスケットボールなど）／ダンス／武道（柔道・剣道など）中学校のみ

#### 4.7. 学校・施設における通常の体育以外で障がいのある児童生徒がスポーツをする機会について

学校・施設における通常の体育以外で障がいのある児童・生徒がスポーツをする機会について以下に示す。

最も多いのは、「学校の運動会・体育祭」「学校のマラソン大会」で6校、次に「部活動・クラブ活動」が4校、「地域のスポーツ教室や大会など」2校、「同じ学校の障害のない中高生の部活動」「夏休みのプール指導」「障害者スポーツ協会や自治体が主催するスポーツ教室など」1校であった。その他では、「近隣小中学校の特別支援学級合同のスポーツ大会」となっている（表6参照）。

障がいのある児童生徒は、通常の体育以外でのスポーツ機会は多くないことが明らかになった。上記の回答からも学校行事や部活動など、学校内のスポーツ機会が大半を占めていた。今後の課題とし

て、障がいのある児童生徒がスポーツに取り組むためには、地域で学校とは違った形で参加できるようなスポーツ環境を作り出す必要であると考えられる。

表6 学校・施設における通常の体育以外で児童・生徒がスポーツをする機会について

項目	学校数
学校の運動会・体育祭	6
学校のマラソン大会	6
部活動・クラブ活動	4
同じ学校の障害のない中高生の部活動など	1
夏休みのプール指導など	1
特別支援学校連盟主催のスポーツ大会	1
障害者スポーツ協会や自治体が主催するスポーツ教室など	1
地域のスポーツ教室や大会など	1
その他	1
各種地域の障害者スポーツ大会など	0
障害者スポーツセンターなどでのスポーツ	0

#### 4.8. 学校・施設として、障がいのある児童生徒が学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮をされているかについて

学校・施設として、障がいの児童生徒が学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮をされているかについて尋ねたところ、以下の回答があった。

「特に何もしていない」が5校で最も多く、中には1学校から「障がいのある児童生徒が参加できるスポーツのイベントやスポーツ教室、地域スポーツクラブなどの情報を提供している。プロスポーツの試合や障害者アスリートが参加する大会などの情報を提供して、スポーツの直接観戦やテレビ観戦を促している。」また、1施設から「福祉サービスを利用した個人的なスポーツ活動を促している。」との回答があった（表7参照）。

学校・施設として学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動につながるような手立ては少ないと思われる。今後の課題として、生涯スポーツの推進や健康で豊かな生活を送るためにも、生活に運動やスポーツなどの余暇活動の機会を増やしていくための取組が必要であると考えられる。幼少期から学童期、成年期を通じた生涯スポーツへとつながっていき、スポーツを通じた豊かな生活を享受することが可能となるのではないだろうか。その1つの役割を担えるのが総合型地域スポーツクラブであると考えられる。

表7 学校・施設として、児童生徒が学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮をしているか

項目	学校数
特になにもしていない	5
児童生徒が参加できるスポーツのイベントやスポーツ教室、地域スポーツクラブなどの情報を提供している。	1
福祉サービスを利用した個人的なスポーツ活動を促している。	1
プロスポーツの試合や障害者アスリートが参加する大会などの情報を提供して、スポーツの直接観戦やテレビ観戦を促している。	1
障害者スポーツセンター（障害者がスポーツに参加できる施設など）に連れて行ったり、情報を提供するなどして施設の活用を促している。	0
その他	0

#### 4.9. 障がいのある児童生徒のスポーツ活動を充実させるためには、どのような取組が重要と考えるかについて

障がいのある児童生徒のスポーツ活動を充実させるためには、どのような取組が重要と考えるかを尋ねると、「外部人材の確保・充実」が6校と最も多く、次いで「用具や器具の確保と充実」が4校、「教職員の専門知識・ノウハウの習得」、「校内の施設やスペースの確保・充実」が3校、「児童生徒がスポーツに取り組む時間を確保するための移動手段の充実・確保」が1校であった（表8参照）。

この回答で最も多い「外部人材の確保・充実」からもわかるように、障がいのある児童生徒へのスポーツ指導ができる人材の確保が重要な課題であることが理解できる。また、現在スポーツ指導に取り組んでいる教職員の専門知識の習得も重要であると指摘したい。さらに、障がいのある児童生徒が運動やスポーツに気軽に取り組むことができるように用具や器具を充実することが求められる。この点は、金銭面と同時に、障がいのある児童生徒が取り組むことができるスポーツ種目（障がいに合わせたスポーツなど）の把握と研究も必要であろう。

表8 児童生徒のスポーツ活動を充実させるためには、どのような取組が重要と考えるか

項目	学校数
外部人材（ボランティアを含む）の確保・充実	6
用具や器具の確保・充実	4
教職員の専門知識・ノウハウの習得	3
校内の施設やスペースの確保・充実	3
児童生徒がスポーツに取り組む時間を確保するための移動手段の充実・確保	2
障害教職員がスポーツ指導できる時間の確保	1
その他	0

4.10. 今後、生涯のある児童生徒がスポーツに取り組むことができるための手立てとして必要なことは何だと思うかについて

今後、障がいのある児童生徒のスポーツに取り組むことができるための手立てとして必要なことについて尋ねると、次の4つが回答された。

①場の提供と移動手手段の確保。/②児童及び保護者の興味関心を高める。/③楽しく活動ができること。/④体育の授業で様々なスポーツ体験をさせ、自分の好きな運動やスポーツに出会わせること。

上記の回答から以下について提言したい。1点に、スポーツに対する障がいのある児童生徒や保護者の興味関心を高めること、2点に、スポーツが実施できる楽しい活動場所があること、3点に、そこまでの移動手手段があること、以上の3点が求められている。そして、障がいのある児童生徒が学校や施設の体育の授業でスポーツ体験の楽しさを実感することができる取り組みや、学校・施設以外の地域でのスポーツ体験を増やすことで、自分の好きなスポーツを見出すことができるような仕組みを構築することも必要であろう。この点については、総合型地域スポーツクラブなどの外部の活動拠点を活用することも有益であろう。

4.11. 今後、障がいのある児童生徒がどのようなスポーツに取り組むことができることを希望しているかについて

今後、障がいのある児童生徒がどのようなスポーツに取り組むことができることを希望しているかについて、希望するスポーツ種目を尋ねたところ以下の回答が（表9参照）。

希望する種目では、「ニュースポーツ（ボッチャ、フライングディスク、風船バレーなど）」が7校と最も多い結果となった。次に「陸上競技」「ダンス」が3校、「武道」「野球（ソフトボール・ティボール含む）」が2校、「バレーボール」、「バスケットボール」が2校であった。

障がいのある児童生徒には、ボッチャ、フライングディスク、風船バレーなどニュースポーツが取り組みやすいスポーツとしてあげられている。ダンスなどについては、学校の教科としても導入されていること、陸上競技はスポーツ大会の競技などとなっていることが、障がいのある児童生徒にとって取り組みやすい理由であるとも考えられる。そこで、総合型地域スポーツクラブなどが上記のスポーツ種目を活動種目の一環として提供することで、障がいのある児童生徒もスポーツに親しむ機会を生むのでいかと考える。まずは、障がいのある児童生徒が取り組みやすい種目を導入するなどの手立てが求められる。

表9 今後、児童生徒がどのようなスポーツに取り組むことができることを希望しているかについて

項目	学校数
ニュースポーツ（ボッチャ、フライングディスク、風船バレーなど）	7
陸上競技	3
ダンス	3
野球（ソフトボール・ティボール含む）	2
武道	2
バレーボール	1
バスケットボール	1
その他	0

#### 4.12. 障がいのある児童生徒がスポーツに取り組む際に介助（支援）が必要な場合は、求める介助内容について

障がいのある児童生徒がスポーツに取り組む際に介助（支援）が必要な介助について尋ねたところ、以下の回答があった。

最も多いのは「スポーツを実施する会場までの移動（交通など）介助、スポーツでの移動介助（車いす移動や歩行介助など）」4校、次に「スポーツでの移動介助（車いす移動や歩行介助など）」が2校、「水分・栄養補給（食事を含む）の介助」が1校であった（表10参照）。

上述のように、今後、気軽に障がいのある児童生徒のスポーツに取り組むことができるための手立てとして、「スポーツを実施する会場までの移動介助」「スポーツ場面での移動介助」など、移動について支援のあり方を検討する必要がある。インフォーマルなボランティアの移動支援なのか、フォーマルな公的支援なのかは別にして、障がいのある児童生徒のスポーツ活動には移動支援が重要なニーズ、ファクターであることを理解しておく必要がある。

表10 児童生徒がスポーツに取り組む際に介助（支援）が必要な介助について

項目	学校数
スポーツを実施する会場までの移動（交通など）介助	4
スポーツでの移動介助（車いす移動や歩行介助など）	2
水分・栄養補給（食事を含む）の介助	1
排泄（トイレ）介助	0
その他	0

#### 4.13. 障がいのある児童生徒がスポーツに取り組みやすい曜日・時間帯について

障がいのある児童生徒がスポーツに取り組みやすい曜日・時間帯について尋ねたところ、下記のように回答された。

月曜日～金曜日 9:00～12:00 (2校) /12:00～15:00 (2校) /15:00～17:00 (1校) /17:00～18:00 (2校) /18:00～19:00 (1校)

土曜日～日曜日 9:00～12:00 (2校)

月曜日から金曜日の平日は、午前、午後、夕方となっており、教職員が対応しやすい時間帯となっているように思われる。

一方、土日では、午前中となっており、これも上述したとおり教職員の対応しやすい時間帯であろう。ただし、普段の学校が行われている時間帯を考えると、当然、放課後や土日が望ましいのであろう。土日や長期休暇期間については、保護者やその他ボランティア、総合型地域スポーツクラブなどの幅広い関わりが必要であると思われる。

#### 4.14. 障がいのある児童生徒がスポーツに取り組む際に専門知識や技術を有する指導者（障がい者スポーツ指導員など）を紹介してほしいかについて

障がいのある児童生徒がスポーツに取り組む際に専門知識や技術を有する指導者を紹介してほしいかについて尋ねたところ、次の回答があった。紹介して欲しいの「はい」が3校（42.9%）、「いいえ」4校（57.1%）であった。

この点については、いいえが半数を超えており、障がい者スポーツ指導の専門性を有する者、例えば、障がい者スポーツ指導員に対する認識と理解が不足しているとも考えられる。障がいのある児童生徒のスポーツ指導についても、障がい者スポーツ指導員の役割や専門性について広報活動にも取り組む必要があると思われる。人材確保、養成・育成、啓発活動は重要な視点である。

表11 障がいのある児童生徒がスポーツに取り組む際に専門知識や技術を有する指導者を紹介してほしいかについて

項目	学校数 (%)
はい (紹介してほしい)	3 (42.9%)
いいえ	4 (57.1%)

#### 4.15. 障がいのある児童生徒の体育・スポーツの目的について

障がいのある児童生徒の体育・スポーツの目的について尋ねたところ、以下の回答があった。

最も多かったのは「体力・健康増進」で7校、次に「気晴らし・ストレス発散」が5校、「余暇活動（レクリエーション）」「地域交流」3校、「疾病予防・肥満対策」「リハビリテーション（障がいの治療・療育）」2校、「大会参加」1校であった。

障がいのある児童生徒の体育・スポーツの目的については、その指導にあたる教職員の多くが「体力・健康増進」や「気晴らし・ストレス発散」をあげている。スポーツの目的はそれぞれにあると考えられるが、大会参加など競技力向上、技術の向上とった部分は目的としては低いことが明らかとなった。

障がいのある児童生徒の体育・スポーツの目的は、まずは、教職員、指導者、保護者など、障がいのある児童生徒と関わりのある人の考え方などの影響を受けやすい。スタートは大人から子どもへの体育・スポーツへの取組の提案であつてもかまわない。しかし、子どもが主体的に自分がやりたい体

育・スポーツを選択し決定できる、そして、自分の意志で目的を明確にできるようになる、そのような支援が今後は大切になると考える。

表12 障がいのある児童生徒の体育・スポーツの目的について

項目	学校数
体力・健康増進	7
気晴らし・ストレス発散	5
余暇活動（レクリエーション）	3
地域交流	3
疾病予防・肥満対策	2
リハビリテーション（障害の治療・療育）	2
大会参加	1
その他	0

#### 4.16. 障がいのある児童生徒に障がいの有無に関わらず、みんなが一緒に参加できるスポーツへの参加を勧めるかについて

学校・施設の教職員に障がいのある児童生徒に障がいの有無に関わらず、みんなが一緒に参加できるスポーツへの参加を勧めるかについて尋ねた。回答を以下に示す。

6校（85.7%）が「はい（参加を勧める）」、1校（14.3%）が「いいえ」と回答した。いいえと回答した理由については、明らかになっていない。

今後は、障がいの有無に関係なく、みんなが一緒に参加できるスポーツの有効性を明らかにすること、かつ、インクルーシブの理念や共生社会の1つとしてのスポーツのあり方についても広報していくことも求められる。

表13 学校・施設の教職員に障がいのある児童生徒に障がいの有無に関わらず、みんなが一緒に参加できるスポーツへの参加を勧めるかについて

項目	学校数（%）
はい（参加を勧めたい。参加を促します。）	6（85.7%）
いいえ	1（14.3%）

また、障がいの有無に関わらないスポーツ参加についての自由記述では以下の回答があった。

共生の教育の観点から交流し、お互いを知ることとはとても大切だと思います。/一部の人ではなく多くの人に啓発する手立てが必要だと思います。/スポーツが、障がい者も健常者もともに楽しめる交流の場になるといいと思います。

自由記述の内容からも、障がいの有無に関係なく、誰もがともにスポーツを楽しむことができる環境の構築が必要であることがわかる。また、地域社会で多様性を認めるなど共生社会の啓発活動も必要であろう。

## 5. まとめと提案

本調査は、A 県 B 郡 C 町内（D 市、特別支援学校 1 校含む）の障がいのある児童生徒に関わる教育機関や児童福祉事業所の課題に対応した障がい者スポーツの実施環境について調査することである。調査結果を受けて、C 町内の総合型地域スポーツクラブの活動基盤（対象者の発掘やマッチングなど）の強化及び活性化（イベントや体験会、定期的な教室開催など）を図るための基礎資料とすることを目的としている。

本調査の結果から、以下の 6 点にまとめ（考察を含む）として報告する。

1 点目は、「学校・施設の体育・スポーツ（授業及び部活などのスポーツ指導を含む）の実施種目」についてである。2 点目は、「学校・施設おける通常の体育以外で障がいのある児童・生徒がスポーツをする機会」についてである。3 点目は「学校・施設として、障がいの児童生徒が学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮」についてである。4 点目は、「障がいのある児童生徒がどのようなスポーツに取り組むことができることを希望しているか」についてである。5 点目は、「障がいのある児童生徒がスポーツに取り組む際に介助（支援）が必要な介助」についてである。6 点目は、「障がいのある児童生徒がスポーツに取り組む際に専門知識や技術を有する指導者を紹介してほしいか」についてである。

### 5.1. 「学校・施設の体育・スポーツ（授業及び部活などのスポーツ指導を含む）の実施種目」について

小学校、中学校、特別支援学校でも実施種目は一定の数があり大きな開きはなかった。理由としては、学校体育の授業としてのカリキュラム上の取組が種目の幅が広がる要因となっているのではないかと考える。しかし、施設（地域におけるスポーツ環境ともいえる。）では実施種目も少なくストレッチのみとなっている。これには、指導者の問題や設備・用具など考えられるため、安全に合理的に配慮された環境での体育・スポーツの実施には一定の課題があると考えることができる。この課題を解決するためには、総合型地域スポーツクラブの活用が 1 つの方策であることを提案した。

### 5.2. 「学校・施設おける通常の体育以外で障がいのある児童・生徒がスポーツをする機会」について

通常の体育以外で障がいのある児童・生徒がスポーツをする機会でもっとも多いのは、「学校の運動会・体育祭」「学校のマラソン大会」で 6 校、次に「部活動・クラブ活動」が 4 校である。これは、あくまでも学校行事の一環の域であり、スポーツの機会として選択の幅が広いとはいえない。学校以外のスポーツへの取り組みには課題も多い。

また、「地域のスポーツ教室や大会など」2 校、「同じ学校の障がいのない中高生の部活動」「夏休みのプール指導」「障害者スポーツ協会や自治体が主催するスポーツ教室など」1 校であった。その他では、「近隣小中学校の特別支援学級合同のスポーツ大会」となっている。この結果から、現状として、障がいのある児童生徒が自分の生活する地域でスポーツに親しみ生涯スポーツへとつなげることは難しい。今後は、身近な地域でスポーツに取り組むことができる環境整備が必要であり、その環境を提供できるのは総合型地域スポーツクラブ<sup>3</sup>であるといえる。

<sup>3</sup> スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ」で示されているように、「総合型地域スポーツクラブは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ」であることから、障がいのある児童生徒の生涯スポーツへの取組として期待できる。詳しくはスポーツ庁

### 5.3. 「学校・施設として、障がいの児童生徒が学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮」について

学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮では、「特に何もしていない」が5校と最も多く、配慮されている学校でも、「情報提供」が行われているにすぎない状況であった。これは、学校・施設が配慮を怠っているというのではなく、学校・施設としては現状、情報提供をすることが最大の配慮であるともいえる。

今後の課題として、学校・施設が制度上認められる範囲ではあるが総合型地域スポーツクラブと連携・協働したり、障がいのある児童生徒が生活する地域で参加できるスポーツ教室やスポーツ大会などの情報を学校・施設に提供するなどの手立てを考えていく必要がある。

### 5.4. 「障がいのある児童生徒がどのようなスポーツに取り組むことができることを希望しているか」について

希望する種目では、「ニュースポーツ」が7校と最も多い結果となった。ニュースポーツのニーズも高いことから、総合型地域スポーツクラブや地域の障がい者スポーツ指導者協議会などからニュースポーツの情報提供や用具・器具の貸し出し、会場提供などが望まれる。

障がいのある児童生徒が普段から気軽にスポーツに取り組めるようにするためには、指導がしやすく、用具や器具が容易に準備でき、会場も確保しやすい環境の構築が求められる。ニュースポーツは、指導、用具、会場の問題もクリアしやすいのではないだろうか。

また、障がいのある児童生徒のスポーツニーズの掘り起こしも重要だが、その関係者である、教師、保護者などへのスポーツや生活の質の向上に向けたレクリエーションなどの情報提供も必要になってくると考える。

### 5.5. 「障がいのある児童生徒がスポーツに取り組む際に介助（支援）が必要な介助」について

最も多いのは「スポーツを実施する会場までの移動（交通など）介助、スポーツでの移動介助（車いす移動や歩行介助など）」4校、次に「スポーツでの移動介助（車いす移動や歩行介助など）」が2校、「水分・栄養補給（食事を含む）の介助」が1校であった。このことから、障がいのある児童生徒がスポーツに取り組むには、スポーツだけでなく、その前提となる、障がいの程度や種別に応じて必要な支援があり、①会場までの移動、②スポーツ時の日常生活動作の介助、③障がい特性の理解、などのスポーツ指導だけでなく、生活の一部としての支援が必要である。この課題は大きいと思われる。

障がいのある児童生徒が気軽にスポーツに取り組むためには、移動介助や生活介助を含めたフォーマル、インフォーマルな支援のあり方を検討しておくことも重要である。そのためには、学校だけでなく、行政やボランティア団体、総合型地域スポーツクラブなどが移動介助や生活介助についても検討をしておくことが必要である。

---

「総合型地域スポーツクラブ」を参照されたい。

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop05/list/1371972.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1371972.htm)

5.6. 「障がいのある児童生徒がスポーツに取り組む際に専門知識や技術を有する指導者を紹介してほしいか」について

障がいのある児童生徒がスポーツに取り組む際に専門知識や技術を有する指導者を紹介してほしいかについては、「はい」が3校（42.9%）、「いいえ」4校（57.1%）であった。障がいのある児童生徒のスポーツ活動を充実させるためには、の質問で回答が最も多かったのは「外部人材の確保・充実」である。

しかし、外部人材として障がい者スポーツの専門性を有する障がい者スポーツ指導員への要望は半数以下に留まっている。この点については、今後は、障がい者スポーツ指導員や総合型地域スポーツクラブの指導者の役割や専門性について学校・施設への啓発活動を進めていくことを提案したい。

## 6. 本調査の実施体制について

県内で障がい者スポーツや障がい者の暮らし及び地域スポーツに関わる団体や有識者で構成する障がい者スポーツコンソーシアム「しょうがいスポーツリンケージくまもと」を設置し調査検討会議を実施した。

### (1) 実施体制

#### ■障がい者スポーツコンソーシアム「しょうがいスポーツリンケージくまもと」（構成員）

	氏名	所属・役職	備考
1	辻 啓司	熊本障がい者スポーツ指導者協議会／会長	
2	中尾 直道	(熊本県社会福祉事業団事業課) 熊本県障害者スポーツ・文化協会／事務局	
3	齋藤 久允	熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会／理事長	加盟団体の統括
4	太田黒尚子	熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会／事務局	加盟団体の連絡調整
5	永野 典詞	九州ルーテル学院大学／教授	調査研究
6	行實 鉄平	久留米大学／准教授	アドバイザー
7	西田 政博	南関町／福祉課 係長	福祉事業所情報提供
8	菅原 充留	南関町／福祉課 主事	
9	城野 和則	南関町／教育課 課長補佐	
10	西田 健太 美奈川 徹	南関町／教育課 主事 南関町／教育課 主事	
11	森 洋祐	南関町第二小学校／特別支援学級 特別支援主任	
12	猿渡 涼	南関町社会福祉協議会／福祉スポーツ担当	スポーツ情報提供
13	原口 護	NPO 法人 A-life なんかん／理事長	
14	山田 健次	NPO 法人 A-life なんかん／ゼネラルマネジャー	事業の企画提案
15	西田 由実	NPO 法人 A-life なんかん／事務局長	コーディネーター



令和2年度スポーツ庁委託事業

「障害者スポーツ推進プロジェクト（地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境  
の整備事業）」

熊本県総合型地域スポーツクラブの調査研究報告【報告2-2】

# 障がい当事者の保護者を対象にした生涯スポーツとしての障害者スポーツ及びユニバーサルスポーツのニーズ調査研究町内調査

## I 研究目的

本調査は、障がいがあるなしに関わらず一緒にスポーツを楽しむ事を目的とした事業の一環で、A 県 B 郡 C 町内の障がいのある子どもの保護者に対する障がい者スポーツの実施環境に関する調査である。

本調査結果は、C 町内の総合型地域スポーツクラブの活動基盤の強化や活性化（イベントや体験会、定期的な教室開催など）を図り対象者の発掘やマッチングなどの基礎資料とすることを目的とする。

なお、本調査の質問紙の内容（項目の一部）は笹川スポーツ財団「特別支援学校のスポーツ環境に関する調査<sup>1</sup>」の調査項目（特別支援学校のスポーツ環境に関する調査 A 票）及び「社団法人 日本フィットネス協会「障害者向けオーダーメイド運動プログラム開発のための、障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査事業結果報告書 平成 22 年度障害者総合福祉推進事業」平成 23 年 3 月<sup>2</sup>」を一部参考に作成した。

また、用語の使用について説明すると、障がい、障害と表記されているが、これは、法令上の用語は障害、一般的な用語については障がいと記載している。

表記の説明として、N は人数を示す。

## II 研究概要

### 1 調査対象者と方法

本調査は、A 県 B 郡 C 町の小学校（特別支援学級含む）、特別支援学校、放課後児童デイサービス（以下、「放課後デイ」という。）に通う障がいのある子どもの保護者を対象にしている。

方法は、アンケート調査の質問紙を特別支援学校には郵送し、その他の町内の小学校、中学校、放課後デイには持参し、それぞれの学校・放課後デイに通う障がいのある子どもの保護者に配布と回答を依頼した。なお、保護者が回答した後、配布先の学校・放課後デイに提出してもらい、学校・放課後デイが取りまとめ、事前に配布していた切手を貼った封筒で返送してもらった。

### 2 調査の期間

期日は 2020 年 11 月から 12 月である。

### 3 倫理的配慮

倫理的配慮として、本アンケート調査は統計的に処理され個人が特定されないこと、回

---

<sup>1</sup> 笹川スポーツ財団「特別支援学校のスポーツ環境に関する調査」2016 年。

<sup>2</sup> 社団法人 日本フィットネス協会「障害者向けオーダーメイド運動プログラム開発のための、障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査事業結果報告書 平成 22 年度障害者総合福祉推進事業」平成 23 年 3 月。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyoku/dl/seikabutsu18-1.pdf>

答の有無に関係なく不利益が講じないことを文書で伝え、回答をもって承諾されることを記した。

### 3 調査結果と考察

結果と考察の部分はわかりやすいように枠で囲っている。

#### (1) 回答者について

本アンケート調査の回答者は、28名で父親2名(7.1%)、母親25名(89.3%)、その他保護者1名(3.6%)であった(表1参照)。約9割が母親という結果であった。

表1 アンケート回答者について

属性	N (28人)	割合
父親	2	7.1%
母親	25	89.3%
その他保護者	1	3.6%
計	28	100.0%

#### (2) 障がいのある子どもの性別

障がいのある子ども(以下、「子ども」という。)の性別は、男17名(60.7%)、女28名(39.3%)であった(表2参照)。

表2 子どもの性別について

属性	N (28人)	割合
男	17	60.7%
女	11	39.3%
計	28	100.0%

#### (3) 子どもの年齢について

最高15歳、最低6歳、平均及び中央値が11歳であった(表3、4参照)。11歳が5名と最も多く、次いで15歳が4名、7歳、9歳、13歳、14歳が3名、8歳、10歳12歳が2名、6歳が1名の計28名であった。

表3 子どもの年齢について

概略	年齢(歳)
最低	6
最高	15
平均	11
中央値	11

表4 子どもの年齢一覧について

年齢	N (28) 人	割合
6歳	1	3.6%
7歳	3	10.7%
8歳	2	7.1%
9歳	3	10.7%
10歳	2	7.1%
11歳	5	17.9%
12歳	2	7.1%
13歳	3	10.7%
14歳	3	10.7%
15歳	4	14.3%
計	28	100.0%

(4) 子どもの障がい種別について

子どもの障がい種別で最も多いのが、「発達障がい」で 15 名 (53.6%)、次いで「知的障がい」が 14 名 (50.0%)、「精神障がい」が 5 名 (17.9%)、「病弱」が 2 名 (7.1%)、「肢体不自由」が 1 名 (3.6%)、「内部障がい」が 1 名 (3.6%) であった (表 5 参照)。なお、重複障がいがある子どもがいるため合計数は回答者数 (割合も 100% を超えている。) を超えている。

子どもの障がい種別では、知的障がいと発達障がい種別で約半数 (約 50%) を占めていることがわかる。

表5 障がい種別について(重複障害あり)

障がい種別	N (28) 人	割合
肢体不自由	1	3.6%
視覚障がい	0	0.0%
内部障がい	1	3.6%
知的障がい	14	50.0%
発達障がい	15	53.6%
精神障がい	5	17.9%
病弱	2	7.1%

(5) 子どもの在籍校について

小学校 13 名 (46.4%)、中学校 6 名 (21.4%)、特別支援学校 (以下、「支援学校」と略。) 小学部 4 名 (14.3%)、支援学校中学部 3 名 (10.7%)、支援学校高等部 0 名、放課後デイ利用は 2 名 (7.1%) で小学校と支援学校中学部に通学している。未記入 2 名 (7.1%) であった (表 6 参照)。なお、放課後デイの利用者は小学校に通学 (所属) している。

表6 子どもの在籍校について

学校種別	N (28) 人	割合
小学校	13	46.4%
中学校	6	21.4%
支援学校 (小)	4	14.3%
支援学校 (中)	3	10.7%
支援学校 (高)	0	0.0%
放課後デイ	2	7.1%
未記入	2	7.1%

※放課後デイは通所のため所属は他にある。

※小学校支援学級の通学児童もいる。

(6) 子どもの運動時間について

小学校の平均は 2.91 時間、最大 5 時間であった。中学校は平均 1.33 時間、最大 3 時間、支援学校小学部は平均 3.67 時間、最大 5 時間、支援学校中等部は平均 3 時間、最大 4 時間、放課後デイでは平均 2.5 時間、最大 4 時間であった (表 7 参照)。

表7 子どもの運動時間について

学校種別	項目	時間 (h)
小学校	平均	2.91
	最大	5.00
中学校	平均	1.33
	最大	3.00
支援学校 (小)	平均	3.67
	最大	5.00
支援学校 (中)	平均	3.00
	最大	4.00
放課後デイ	平均	2.50
	最大	4.00

(7) 子どもの体育・スポーツの実施種目について

子どもの体育・スポーツの実施種目は以下の表 8 に示す。小学校では、運動遊びが最も多く 10 校 (69.2%)、次いでボールゲーム、器械体操 6 校 (46.2%)、陸上競技、球技 5 校 (38.5%)、ラジオ体操、水泳 4 校 (30.8%)、ストレッチ 3 校 (23.1%)、その他 1 校 (7.7%) であった。その他は、野球、ソフトテニスである。

中学校では、運動遊び、器械体操、その他 1 校 (16.7%) であった。

支援学校小学部は、ボールゲーム 3 校 (75.0%)、運動遊び、ストレッチ、器械体操 1 校 (25.0%) であった。その他はランニングである。

支援学校中等部は、運動遊び、その他 2 校 (66.7%)、ボールゲーム、器械体操、水泳、ダンス 1 校 (33.3%) であった。その他は自転車である。

表8 子どもの体育・スポーツの実施種目について

学校種別	項目	実施校	実施率 (%)	学校種別	項目	実施校	実施率 (%)
小学校	運動遊び	10	69.2%	支援学校 中学部	運動遊び	2	66.7%
	ボールゲーム	6	46.2%		ボールゲーム	1	33.3%
	ラジオ体操	4	30.8%		ラジオ体操	0	0.0%
	ストレッチ	3	23.1%		ストレッチ	0	0.0%
	器械体操	6	46.2%		器械体操	1	33.3%
	陸上競技	5	38.5%		陸上競技	0	0.0%
	水泳	4	30.8%		水泳	1	33.3%
	球技	5	38.5%		球技	0	0.0%
	武道	0	0.0%		武道	0	0.0%
	ダンス	0	0.0%		ダンス	1	33.3%
	その他	1	7.7%		その他	2	66.7%
中学校	運動遊び	1	16.7%	放課後デイ	運動遊び	1	50.0%
	ボールゲーム	0	0.0%		ボールゲーム	1	50.0%
	ラジオ体操	0	0.0%		ラジオ体操	0	0.0%
	ストレッチ	0	0.0%		ストレッチ	0	0.0%
	器械体操	1	16.7%		器械体操	0	0.0%
	陸上競技	0	0.0%		陸上競技	0	0.0%
	水泳	0	0.0%		水泳	1	50.0%
	球技	0	0.0%		球技	0	0.0%
	武道	0	0.0%		武道	0	0.0%
	ダンス	0	0.0%		ダンス	1	50.0%
	その他	1	16.7%		その他	2	100.0%
支援学校 小学部	運動遊び	1	25.0%	※小学校その他：野球、ソフトテニス			
	ボールゲーム	3	75.0%	※支援学校中学部：自転車			
	ラジオ体操	0	0.0%	※支援学校小学部：ランニング			
	ストレッチ	1	25.0%				
	器械体操	1	25.0%				
	陸上競技	0	0.0%				
	水泳	0	0.0%				
	球技	0	0.0%				
	武道	0	0.0%				
	ダンス	0	0.0%				
その他	0	0.0%					

(8) 子どもが学校以外で実施している運動・スポーツについて

子どもが学校以外で実施している運動・スポーツについて「学校の運動会・体育祭」「学校のマラソン大会など」では、小学校 12 名、中学校 5 名、支援学校（小）3 名、支援学校（中）3 名（「学校のマラソン大会など」を除く）と最も多い。それ以外は「部活動等」が小学校 1 名、中学校 2 名であった。「地域のスポーツ教室や大会など」は小学校 1 名、中学校 1 名、支援学校（小）1 名、である。「障がい者スポーツ協会や自治体が主催するスポーツ教室など」は、支援学校（中）1 名、放課後デイ 1 名であった。「夏休みのプール指導など」が中学校 1 名であった（表 9 参照）。

この結果から、子どもが学校以外で運動・スポーツを実施する場合も、何らかの学校行事や部活動であり、学校以外の地域でのスポーツ活動については、地域のスポーツ教室や

大会、障がい者スポーツ協会や自治体が主催するスポーツ教室などは少なく、地域で気軽にできる運動・スポーツは少ないことがわかった。今後の課題として、学校に関連する運動・スポーツの機会提供だけでなく、身近な地域で子どもたちが運動・スポーツに参加できる環境を構築することが必要であろう。そのためにも、総合型地域スポーツクラブや地域の障がい者スポーツ指導者協議会などがそれぞれの特性や専門性を活かした取組が求められるのではないだろうか。

表9 子どもが学校以外で実施している運動・スポーツについて

学校種別	運動・スポーツの実施状況
小学校	学校の運動会・体育祭（12名）、学校のマラソン大会など（12名）、部活動等（1名）、地域のスポーツ教室や大会など（1名）
中学校	学校の運動会・体育祭（5名）、学校のマラソン大会など（5名）、部活動等（2名）、各種地域の障がい者スポーツ大会など（1名）、夏休みのプール指導など（1名）
支援学校（小）	学校の運動会・体育祭（3名）、学校のマラソン大会など（3名）、地域のスポーツ教室や大会など（1名）、町でのスポーツ教室（水泳）（1名）
支援学校（中）	学校の運動会・体育祭（3名）、障がい者スポーツ協会や自治体が主催するスポーツ教室など（1名）
放課後デイ	学校の運動会・体育祭（2名）、学校のマラソン大会など（1名）障がい者スポーツ協会や自治体が主催するスポーツ教室など（1名）

#### （9）子どもが学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮について

子どもが学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮については、「特になにもしていない」が小学校 8 名、中学校 6 名、支援学校（小・中）1 名、放課後デイ 1 名と最も多かった。

次に多かったのが、「児童生徒が参加できるスポーツのイベントやスポーツ教室、地域スポーツクラブなどの情報を提供している」で小学校 3 名、支援学校（小）1 名、支援学校（中）1 名であった。

その他、「障がい者スポーツセンター（障がい者がスポーツに参加できる施設など）に連れて行ったり、情報を提供するなどして施設の活用を促している」が支援学校（中）1 名、放課後デイ 1 名であった。また、「福祉サービスを利用した個人的なスポーツ活動を促している」が小学校 1 名であった（表 10 参照）。

この結果から、保護者の多くは特に子どもの学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮は「特になにもしていない」状況がわかった。これには、いくつかの理由が推測できる、1 点は、情報不足である。自治体や障がい者スポーツ協会、その他の関わる団体からの情報提供のあり方も検討する必要がある。2 点目は、障がいのある人のスポーツについての理解不足である。子どもの障がいとスポーツが想像できないなど、他の人と一緒にスポーツをすることへの多少の抵抗である。この点は社会全体として共生社会を目指すコンセプトからも、より一層の意識改革が必要であろう。3 点目は、人や組織との関わりである。1 点目と重なるが、どこで、何が、どのようにできるのか、など人の存在、組織の存在、機能の存在が明確でない、ということである。これからは、子どもたちが地域社会で気軽にスポーツに参加できるための人・物・場所について、開拓していくと同時にスポーツ環境をアピールすることも必要であると考える。

表10 子どもが学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮について

学校種別	備考
小学校	特になにもしていない（8名）、児童生徒が参加できるスポーツのイベントやスポーツ教室、地域スポーツクラブなどの情報を提供している。（3名）、福祉サービスを利用した個人的なスポーツ活動を促している。（1名）
中学校	特になにもしていない。（6名）
支援学校（小）	特になにもしていない（1名）、児童生徒が参加できるスポーツのイベントやスポーツ教室、地域スポーツクラブなどの情報を提供している。（2名）
支援学校（中）	特になにもしていない（1名）、障がい者スポーツセンター（障がい者がスポーツに参加できる施設など）に連れて行ったり、情報を提供するなどして施設の活用を促している。（1名）
放課後デイ	特になにもしていない（1名）、障がい者スポーツセンター（障がい者がスポーツに参加できる施設など）に連れて行ったり、情報を提供するなどして施設の活用を促している。（1名）

(10) 今後、子どもがスポーツに取り組むことができるための手立てについて

今後、子どもがスポーツに取り組むことができるための手立てについては、「障がいを持つ子どもたちにわかりやすく説明・指導できる人、スポーツだけでなく、トイレ、手洗い、着替えなどの介助する人（支援学校小学部）」「障がいを持つ子どもたちにわかりやすく説明・指導できる人、スポーツだけでなく、トイレ、手洗い、着替えなどの介助する人（支援学校小学部）」「親の情報化、送迎時間の確保、多様なスポーツに取り組める環境。（小学校）」「障がいの理解（小学校）」があげられた（表11参照）。

この結果から、保護者が求める「子どもがスポーツに取り組むことができるための手立て」は、①障がいを理解し適切な指導ができる人材の確保や育成、②障がいを理解して生活介助（障がいに応じた）ができる人材の確保や育成、③保護者への情報提供、④障がいのある児童生徒が積極的に参加できるスポーツ環境の整備、⑤障がいの理解と共生社会の実現の5つにまとめられるのではないだろうか。同時に、学校の部活動などの活用など、「今ある環境のかなで何ができるのかを考えて実践していく」ことも重要であると読み取れた。

表11 今後、子どもがスポーツに取り組むことができるための手立てについて

障がいを持つ子どもたちにわかりやすく説明・指導できる人、スポーツだけでなく、トイレ、手洗い、着替え等の介助する人（支援学校小学部）
小学校の部活動等（小学校）
親の情報化、送迎時間の確保、多様なスポーツに取り組める環境。（小学校）
障がいの理解（小学校）

(11) 今後、子どもがどのようなスポーツに取り組むことができることを希望してについて

今後、子どもがどのようなスポーツに取り組むことを希望するかについては、以下の表

12を参照されたい。以下、概要を述べる。なお、表12の割合(%)は学校種別の保護者数における割合である。

小学校では、陸上競技、スイム、体操教室、その他が4名(30.8%)である。野球、ダンス、卓球、バドミントン、芦原空手が2名(15.4%)、バスケットボール、柔道、山登りが1名(7.7%)であった。その他の自由記述では、ブラジリアン柔道、合気道、サッカーが2名である。

表12 今後、子どもがどのようなスポーツに取り組むことができることを希望してについて

学校種別	項目	回答者数(人)	割合(%)	その他の自由記述
小学校	陸上競技	4	30.8%	特に希望しない。サッカー、ブラジリアン柔道(2名)、合気道(2名)
	スイム	4	30.8%	
	体育教室	4	30.8%	
	その他	4	30.8%	
	野球	2	15.4%	
	ダンス	2	15.4%	
	芦原空手	2	15.4%	
	卓球	2	15.4%	
	バドミントン	2	15.4%	
	バスケットボール	1	7.7%	
	山登り	1	7.7%	
	柔道	1	7.7%	
	バレーボール	0	0.0%	
	ソフトテニス	0	0.0%	
	剣道	0	0.0%	
	日本拳法	0	0.0%	
ソフトバレー	0	0.0%		

中学校では、陸上競技、ダンス、山登り、バドミントン、スイム、体育教室、その他が1名(16.7%)であった。その他の自由記述では、「種目を限定せず日替わりで種目が変わり事前に表で確認できる。」の記述があった。

学校種別	項目	回答者数 (人)	割合 (%)	その他の自由記述
中学校	陸上競技	1	16.7%	種目を限定せず日替わりで 種目が変わり事前に表で確 認できる。
	ダンス	1	16.7%	
	山登り	1	16.7%	
	バドミントン	1	16.7%	
	スイム	1	16.7%	
	体育教室	1	16.7%	
	その他	1	16.7%	
	バレーボール	0	0.0%	
	バスケットボール	0	0.0%	
	野球	0	0.0%	
	芦原空手	0	0.0%	
	卓球	0	0.0%	
	ソフトテニス	0	0.0%	
	剣道	0	0.0%	
	柔道	0	0.0%	
	日本拳法	0	0.0%	
ソフトバレー	0	0.0%		

支援学校小学部では、ダンス、その他が3名(75%)、陸上競技、ソフトテニスが2名(50%)、バドミントン、スイム、体育教室が1名(25%)であった。その他の、自由記述では「サッカー、トランポリン、障がいがある子も参加できるなどの記載があれば、問合せしやすいです。ソフトテニスは両親でやっていたので一緒に遊ばせてという感じです。声出し応援など、一般のお友達と同じ空間ですごせるだけでも嬉しいです。」の記述があった。

学校種別	項目	回答者数 (人)	割合 (%)	その他の自由記述
支援学校 小学部	ダンス	3	75.0%	サッカー、トランポリン、障がいがある子も参加できる等の記載があれば、問合せしやすいです。ソフトテニスは両親でやっていたので一緒に遊ばせてという感じでした。声出し応援など、一般のお友達と同じ空間です。すごせるだけでも嬉しいです。
	その他	3	75.0%	
	陸上競技	2	50.0%	
	ソフトテニス	2	50.0%	
	バドミントン	1	25.0%	
	スイム	1	25.0%	
	体育教室	1	25.0%	
	バレーボール	0	0.0%	
	バスケットボール	0	0.0%	
	野球	0	0.0%	
	山登り	0	0.0%	
	芦原空手	0	0.0%	
	卓球	0	0.0%	
	剣道	0	0.0%	
	柔道	0	0.0%	
	日本拳法	0	0.0%	
	ソフトバレー	0	0.0%	

支援学校中学部では、スイム 1 名 (33.3%) のみであった。その他はなかった。

最後に、放課後デイでは、その他 1 名 (50%) のみであった。その他の自由記述で「ジョギング」の記載があった。

学校種別	項目	回答者数 (人)	割合 (%)	その他の自由記述
支援学校 中学部	スイム	1	33.3%	
	陸上競技	0	0.0%	
	バレーボール	0	0.0%	
	バスケットボール	0	0.0%	
	野球	0	0.0%	
	ダンス	0	0.0%	
	山登り	0	0.0%	
	芦原空手	0	0.0%	
	卓球	0	0.0%	
	バドミントン	0	0.0%	
	ソフトテニス	0	0.0%	
	剣道	0	0.0%	
	柔道	0	0.0%	
	日本拳法	0	0.0%	
	ソフトバレー	0	0.0%	
	体育教室	0	0.0%	
	その他	0	0.0%	

学校種別	項目	回答者数 (人)	割合 (%)	その他の自由記述
放課後デイ	陸上競技	0	0.0%	ジョギング
	バレーボール	0	0.0%	
	バスケットボール	0	0.0%	
	野球	0	0.0%	
	ダンス	0	0.0%	
	山登り	0	0.0%	
	芦原空手	0	0.0%	
	卓球	0	0.0%	
	バドミントン	0	0.0%	
	ソフトテニス	0	0.0%	
	剣道	0	0.0%	
	柔道	0	0.0%	
	日本拳法	0	0.0%	
	ソフトバレー	0	0.0%	
	スイム	1	50.0%	
	体育教室	0	0.0%	
	その他	1	50.0%	

この結果を踏まえて、以下の2点を指摘したい。1点目は、陸上競技やスイムなど学校でも、地域でも実施できると予想される種目への希望が多いと思われる。ダンスについては、小・中学校での新学習指導要領で体育（中学では保健体育）で採用されたことから理解できる。2点目は、保護者のスポーツ体験、実施状況による取組の希望である。保護者が取り組んでいる、興味を持っているスポーツなどについても、希望があると捉えることができる。今後は、学校体育で実施されている、あるいは、スポーツ大会の種目など、保護者のスポーツニーズなども視野に、子どものスポーツの種目を考えることも有効ではないだろうか。

#### (12) 子どもがスポーツに取り組む際に必要な介助（支援）について

子どもがスポーツに取り組む際に必要な介助（支援）について表13に示す。

まず、「スポーツ会場までの移動（交通など）介助」が小学校で5名、中学校で3名、支援学校小学部・中学部でそれぞれ1名、放課後デイで1名と要望が多い。

次に、小学校では、手話1名、その他2名である。中学校では、水分補給など1名であった。支援学校小学部では、その他1名、支援学校中学部では、移乗介助、トイレ介助、その他が1名であった。放課後デイでは、その他1名であった。

また、自由記述では「分かりやすい話し方（感情てきでない）、お手本をしっかりと見せるなど、視覚から覚えたりするので言葉でわーと言うのではなく、してみせる指導。適切（声のトーンなどわかりやすい）な声かけ。」「コミュニケーションが一方的なため、周囲に人の理解と声かけが必要です。」「スポーツだけでなく、トイレ、手洗い、着替えなどの介助する人。」の記載があった。

この結果から、最も求められるのは、会場までの移動手段である。これは、筆者の障がい者スポーツ指導経験からも的を射た結果である。子どもが1人でスポーツ実施会場まで行くことは困難であり、そのための支援があれば子どものスポーツ実施も容易になるので

はないだろうか。次に、生活介助である。高度な生活介助を求められているのではなく、会場での移動や車いすから椅子やベッドなどへの移乗やトイレの介助、食事介助など、生活に直結した介助ができることも重要な視点である。そして、最後に指導者への要望として、子どもが理解できるような配慮、指導の際にパワーハラスメントにならないこと、など指導者の専門性と資質の向上（コミュニケーションスキルやソーシャルスキル）が必要な指摘もあることを理解しておく必要がある。

表13 子どもがスポーツに取り組む際に必要な介助（支援）について

学校種別	介助（支援）の内容
小学校	スポーツを実施する会場までの移動（交通など）介助（5人）、手話（1人）、その他（2人）：分かりやすい話し方（感情できでない）、お手本をしっかり見せるなど、視覚から覚えたりするので言葉でわーと言うのではなく、してみせる指導。適切（声のトーンなどわかりやすい）な声かけ。
中学校	スポーツを実施する会場までの移動（交通など）介助（3人）、水分補給など（1人）
支援学校（小）	スポーツを実施する会場までの移動（交通など）介助（1人）、その他（1人）：コミュニケーションが一方的なため、周囲に人の理解と声かけが必要です。
支援学校（中）	スポーツを実施する会場までの移動（交通など）介助（1人）、移乗介助（1人）、トイレ介助（1人）、その他（1人）：スポーツだけでなく、トイレ、手洗い、着替え等の介助する人。
放課後デイ	スポーツを実施する会場までの移動（交通など）介助（1人）、その他（1人）：スポーツだけでなく、トイレ、手洗い、着替え等の介助する人

### (13) 子どもが学校以外でスポーツに取り組みやすい曜日・時間帯について

子どもが学校以外でスポーツに取り組みやすい曜日・時間帯について以下に述べる（表14参照）。

まず、小学校では、土曜日、日曜日が多く、午前中（9時から12時）から午後（12時から17時）がまんべんなく取り組みやすい時間帯となっている。また、夕方・夜（17時から20時）はやや減少している。

平日の月曜日から金曜日を見ると、1～2名の回答ではあるが、放課後の15時から20時までの時間帯が取り組みやすいと回答されている。

小学校に通う子どもの保護者の要望としては、土曜日、日曜日の午前中から午後は17時頃と平日の放課後15時から20時までが最もスポーツに取り組みやすい時間と考えていることがわかる。

次に中学校では、土曜日、日曜日が多く午前中（9時から12時）から午後（12時から17時）がまんべんなく取り組みやすい時間帯となっている。また、夕方・夜（17時から20時）はやや減少している。

平日の月曜日から金曜日を見ると、2名の回答ではあるが、放課後の17時から18時までの時間帯が取り組みやすいと回答されている。

中学校に通う子どもの保護者の要望としては、土曜日、日曜日の午前中から午後は17時頃と平日の17時から18時が最もスポーツに取り組みやすい時間と考えていることがわかる。

支援学校小学部・中学部では、土曜日、日曜日が多く午前中（9時から12時）から午後（12時から17時）がまんべんなく取り組みやすい時間帯となっている。また、夕方・夜

(17時から20時)はやや減少している。

この傾向は小学校、中学校の状況と同様の結果といえる。また、平日の月曜日から金曜日をみると、小学部では、15時から17時の放課後時間、中学部では、17時から18時までの時間帯が取り組みやすいと回答されている。これは、授業時間の影響であると考えられる。

上記の結果から、どの学校種別であっても、土曜日、日曜日の午前中(9時から12時)から午後(12時から17時)の時間帯が、「子どもがスポーツに取り組みやすい時間帯」であると考えられることができる。また、家族環境や仕事の状況などによって違いがあることも考慮しておく必要がある。

表14 子どもが学校以外でスポーツに取り組みやすい曜日・時間帯について (N=人数)

	曜日	9:00~	12:00~	15:00~	17:00~	18:00~
		12:00	15:00	17:00	18:00	20:00
小学校	日	5	3	3	2	1
	月		1	1	1	2
	火		1	1	2	2
	水			2	2	2
	木			1	2	5
	金			2	2	3
	土	6	5	4	2	2
中学校	日	2	1	1	1	
	月				2	
	火				2	
	水				2	
	木				2	
	金				2	1
	土	3	3	2	2	2
支援学校 小学部	日	2	3	3	2	1
	月			1	2	2
	火			1	1	2
	水			1	1	2
	木			1	1	2
	金			2	1	2
	土	3	4	4	1	1
支援学校 中学部	日	2	1	1		
	月				1	
	火				1	
	水				1	
	木				1	
	金				1	
	土		1	1	2	

(14) 子どもの体育・スポーツの目的について

子どもの体育・スポーツの目的については、小学校で最も多いのが「体力・健康増進」11名、「疾病予防・肥満対策、気晴らし・ストレス発散」7名、「余暇活動・地域交流」3名、「大会参加、リハビリテーション」1名であった。

中学校では、「体力・健康増進」4名、「気晴らし・ストレス発散」2名、「余暇活動・地域交流」1名であった。

支援学校小学部では、「気晴らし・ストレス発散」4名と最も多く、「体力・健康増進」3名、次に、「疾病予防・肥満対策、余暇活動、地域交流」がそれぞれ2名、「リハビリテーション、その他」が1名であった。

支援学校中学部では、「気晴らし・ストレス発散」が2名で最も多く、「体力・健康増進、疾病予防・肥満対策、地域交流、リハビリテーション」がそれぞれ1名であった（表15参照）。

この結果から、子どもへのスポーツ種目を考える場合は、スポーツの目的を勘案しながら、そして何よりも子どもが主体的・能動的に楽しくスポーツに取り組むことができる工夫をする必要があると思われる。

表15 子どもの体育・スポーツの目的について

学校／目的	体力・健康増進	疾病予防・肥満対策			余暇活動	地域交流	リハビリテーション	気晴らし・ストレス発散	その他
		大会参加	防・肥満	対策					
小学校	11	1	7	3	3	1	7	0	
中学校	4	0	0	1	1	0	2	0	
支援学校小学部	3	0	2	2	2	1	4	1	
支援学校中学部	1	0	1	0	1	1	2	0	

(15) インクルーシブ・スポーツへの参加を勧めたいかについて

インクルーシブ・スポーツへの参加を勧めたいかについては、すべての学校種別において勧めていきたいと考えている保護者が多い結果となった（表16参照）。しかし、少数ではあるが、勧めないとする回答があることにも留意する必要がある。

小学校では、6名が勧めたい、1名が勧めない、3名がその他と回答している。中学校では、4名が勧めたい、1名が勧めないと回答している。支援学校小学部では、4名が勧めたいと回答している。支援学校中学部では、2名が勧めたい、1名が勧めないと回答している。

上述したように、インクルーシブ・スポーツへの参加については、これからのスポーツ推進においては重要な視点であり、共生社会を進めるに当たっても広く理念の浸透を図る必要があると考える。その役割を担うのは、障がい者スポーツ関係者だけでなく、スポーツ推進委員、運動普及推進委員、その他のスポーツ関連施設指導員など、スポーツに関わ

る人々の活躍が期待される。また、留意点として、インクルーシブ・スポーツを勧めないと回答した保護者も一定数存在することである。是非は別として、なぜ、インクルーシブ・スポーツを勧めないのか、その心境についても理解をしておくことが必要である。障がいのない子どもと一緒にスポーツをすることで、引け目や気づかいなど何らかのマイナスな気持ちが働くのではないだろうか。この点については、さらなる検討が必要であろう。

表16 インクルーシブスポーツへの参加を勧めたいかについて

学校／目的	はい	いいえ	その他
小学校	6	1	3
中学校	4	1	0
支援学校 小学部	4	0	0
支援学校 中学部	2	1	0

※表内の数字は N（人）数

(16) 障がいの有無に関わらないスポーツ参加について

障がいの有無に関わらないスポーツ参加については、表 17 に示す。

保護者の意見の中で、勧めたいが他者への配慮、取組への不安など保護者の苦悩もみとれる。この点については、遠慮なくスポーツに参加できること、障がいの有無に関わらずみんながスポーツに参加できることなど、意識の変容も進めていくことが必要であろう。みんなが障がいの有無に関わらずそれぞれの思いが表明できる社会であること、互いが認め合える環境の構築など課題も多いことを理解する必要がある。

表17 障がいの有無に関わらないスポーツ参加について

学校種別	備考
小学校	○勧めたい気持ちがあるが、精神的な事でできない時があるので周りに迷惑にならないか心配。○本人が希望するなら（2名）
中学校	○みんなとのコミュニケーションが上手くできない、失敗への恐怖も強く、ルール of 把握にも自信がなさそうです。体育の授業もわからないことを質問できず不安だといっていました。
支援学校 小学部	○コミュニケーションが苦手だったり、ルールの理解が難しいことありますが、本人は人と触れ合う事が好きなので、スポーツを一緒にすることで色々な繋がりができるといいなと思っています。
支援学校 中学部	○障がい者への接し方を知っている人たちなら良いが、それでも本人は気になって行動できないかもしれない。

(17) スポーツに取り組む際に専門知識や技術を有する指導者について

スポーツに取り組む際に専門知識や技術を有する指導者（日本障がい者スポーツ協会認定 障がい者スポーツ指導員）の指導についての要望は、小学校で 8 名（61.5%）、中学校 4 名（30.8%）、支援学校小学部で 4 人（30.8%）、支援学校中等部で 1 名（7.7%）が指導を受けたい、との回答があった。しかし、必要としないと回答した保護者も一定数いることには留意が必要である。

小学校では 6 割、中学校では 3 割、支援学校小学部では 3 割、支援学校中学部では 1 割程度が障がい者スポーツの専門知識を持つ指導者に指導を受けたいと考えていることがわかった。この専門指導者へのニーズが高いか低いかは検討の余地があるが、そもそも障がい者スポーツ指導者などの障がい者スポーツの専門知識を有する指導者が存在することを知っているかが課題ではないかと思う。

表18 スポーツに取り組む際に専門知識や技術を有する指導者について

学校／目的	はい	割合	いいえ	割合	その他	割合
小学校	8	61.5%	2	15.4%	2	15.4%
中学校	4	30.8%	1	7.7%	0	0.0%
支援学校 小学部	4	30.8%	0	0.0%	0	0.0%
支援学校 中学部	1	7.7%	1	7.7%	0	0.0%

※表内の数字は N（人）数

(18) スポーツ施設の利用料金について

スポーツ施設の利用料金については、500 円までが 16 名と最も多かった（表 19 参照）。

スポーツ施設の利用料金は保護者の考え方や生活状況などが関係してくることから一概に料金が高いか安いかが判断しにくいところではある。

現状では、多くの保護者が 500 円程度を妥当であると考えることがわかったことは有意義であるといえる。

表19 スポーツ施設の利用料金について

学校／金額	100円	200円	300円	400円	500円	600円	700円	800円	900円	1000円以上	その他
小学校	2	3	1	2	2			1			1
中学校		1	1		1					1	
支援学校 小学部		1			2	1					
支援学校 中学部						1				1	

※表内の数字は N（人）数

(19) スポーツクラブ利用の年会費 3000 円の妥当性について

スポーツクラブ利用の年会費 3000 円の妥当性については、「ちょうどよい」が最も多く、25 名であった。次に、「安い」、「ちょっと安い」6 名であった。この結果からも年会費 3000 円は保護者からの意見としては、妥当な金額であるといえる。

表20 スポーツクラブ利用の年会費3000円の妥当性について

学校／回答	安い	ちょっと安い	ちょうど良い	ちょっと高い	高い
小学校	3		8	1	
中学校		1	3		1
支援学校 小学部	2		2		
支援学校 中学部			2		

※表内の数字は N（人）数

#### (20) 利用しやすい運動施設について

利用しやすい運動施設については、表 21 にまとめているので参照願いたい。

この結果から、自宅や学校から近い地域のスポーツ施設が利用しやすいことがわかる。つまり、生活の身近な場所で気軽にスポーツに親しむ環境があることが望ましい。生涯スポーツを生活の一部として健康で豊かな生活を享受するためにも、地域のスポーツ環境整備は重要な意味を持つのであろう。

表21 利用しやすい運動施設について

学校／回答	B&G海洋	ふれあい	農村	農業就業	町立中	第一小	第二小	第三小	第四小
小学校	5	2	5	3	1	2	0	2	2
中学校	5	2	2	1	4	2	1	0	1
支援学校 小学部	2	1	1	1	1	3	0	1	0
支援学校 中学部	1	0	1	2	1	0	0	0	0

### Ⅲ まとめと提言

#### 1. まとめと提言

以下では、今回の調査のまとめと提言を 5 点にまとめて示したい。

(1) 「学校での子どもの体育・スポーツの実施種目について」と「子どもが学校以外で実施している運動・スポーツについて」

この 2 つの点は、「特別支援学校・小学校・中学校・福祉施設等事業所の生涯スポーツとしての障がい者スポーツ及びユニバーサルスポーツのニーズ調査研究町内調査」（以下、学校・施設を対象とした調査という。）でも述べた内容とほぼ同じ回答であった。

保護者と学校が共通理解ができていることはよい傾向であろう。このように、保護者が自分の子どもの学校内外での活動を把握していることについては、障がいのある子どもを持

つ保護者の意識が高いといえる。この調査から、保護者と学校が協働して共通理解のもと子どものスポーツ活動に意識を高め、子どもが主体的に取り組むことができる配慮や取組を強化していくことを期待したい。その役割を担うことが期待できるのが総合型地域スポーツクラブや障がい者スポーツ指導者協議会などではないだろうか。

(2)「子どもが学外及び卒業後の自主的なスポーツ活動の充実につながる配慮について」

この質問では多くの保護者が「特になにもしていない」と回答している。この結果は学校・施設を対象とした調査でも同様の結果となっている。保護者も学校関係者も子どもの運動・スポーツについて学校以外での活動については情報不足なのか、子どもの運動・スポーツができる環境が整っていないのか、今回の調査では把握はできないが、この点について留意していく必要がある。

子どもが学校を卒業し地域社会で生活していく中で、学童期から身近な場所で運動・スポーツに取り組むことができれば、青年期以降も継続して運動・スポーツに親しむことができると思われる。結果として生活習慣病の予防（生活習慣への意識の高まりなど）やストレスの軽減（メンタルヘルス対策など）も含めて、生活を豊かにすることが期待できるのではないだろうか。やはり障がいのある人たちが身近な地域でスポーツに取り組むことができる環境作りは重要な課題であろう。

(3)「今後、子どもがスポーツに取り組むことができるための手立てについて」

保護者の回答にある、「障がいを持つ子どもたちにわかりやすく説明・指導できる人、スポーツだけでなく、トイレ、手洗い、着替え等の介助する人」「障がいの理解」「親の情報化、送迎時間の確保、多様なスポーツに取り組める環境」から以下の指摘をしたい。なお、日常生活の介護などについては、「子どものスポーツに取り組む際に必要な介助（支援）について」の質問の回答からも、同様の意見がみられている。特に指導者については、分かりやすい指導、感情的にならない、視覚情報を用いた指導など、指導者の資質を問われるような要望も多いことを理解しておく必要がある、ことを指摘しておきたい。

まず、「指導者への要望」として①障がいの特性の理解した指導者の存在、②生活介助ができる指導者が求められている。次に、「保護者の理解」として①親自身がスポーツに関する情報にアクセスすること、②生活の中で送迎など、時間の確保ができること、があげられている。そして、「社会環境の整備」として、①社会の障がいへの理解、②多様なスポーツ環境の整備など、子どもがスポーツに取り組むことができる環境が望まれている。

この質問は回答が多くはなかったが、子どもの運動・スポーツに取り組む環境について、多くの示唆があると思う。上記の「指導者への要望」、「保護者の理解」、「社会環境の整備」の3つの視点から子どもの運動・スポーツ環境の整備を考えることも重要な視点ではないだろうか。

(4)「今後、子どもがどのようなスポーツに取り組むことを希望するかについて」

この質問に対する回答では、学校や地域で取り組むことができやすいと運動・スポーツ種目が多かった。また、保護者のスポーツ経験による子どもにも同様の種目に取り組みせたい、と考えられる保護者もいることがわかった。

つまり、保護者にとっては子どもの障がいによって何ができるのか、子どもが実施できるスポーツ種目は何なのか、情報が多くない状況であると考えられる。今後の課題として①子どもがスポーツの体験ができる機会を増やすことも有効である。例えば、障がい児者のスポーツ体験やパラスポーツ体験などは有効な手段であると思う。②子どもの障がいによってはスポーツができない、と考える保護者もいるかもしれない。障がい者スポーツの理念でもある、「スポーツを人に合わせるのではなく、人に合わせてルールや用具を工夫する」そして、「障がいの有無を問わず、誰もが取り組むことができるスポーツ」であることを共有していくことも必要かもしれない。

(5)「障がいの有無に関わらない（インクルーシブ・スポーツ）スポーツへの参加について」

保護者の意見の中で、勧めたいが他者への配慮、取組への不安など保護者の苦悩もみとれる。例えば、「勧めたい気持ちはあるが、精神的なことでできない時があるので周りに迷惑にならないか心配。」、また、「障がい者へ接し方を知っている人たちなら良いが、それでも本人は気になって行動できないかもしれない。」など、他者への配慮や他者との関わりについて不安がある。さらに、「失敗への恐怖も強くルール把握にも自信がなさそうです。体育の授業もわからないことを質問できず不安だといっていました。」、「コミュニケーションが苦手だったり、ルールの理解が難しいこともあります。(略)。」など、障がい特性による苦手意識などがある。この点については、遠慮なくスポーツに参加できること、障がいの有無に関わらずみんながスポーツに参加できることなど、意識の変容も進めていくことが必要であろう。

保護者の要望として、インクルーシブ・スポーツへの参加希望ほどの学校種別でも多い。参加したい、そして、参加することができれば、子どもの成長にもつながると考えていることもわかった。この保護者の思いを叶えるためにも総合型地域スポーツクラブや障がい者スポーツ指導者協議会などの活動が期待されるのではないだろうか。

#### IV. 本調査の実施体制について

県内で障がい者スポーツや障がい者の暮らし及び地域スポーツに関わる団体や有識者で構成する障がい者スポーツコンソーシアム「しょうがいスポーツリンケージくまもと」を設置し調査検討会議を実施した。

##### (1) 実施体制

■障がい者スポーツコンソーシアム「しょうがいスポーツリンケージくまもと」(構成員)

	氏名	所属・役職	備考
1	辻 啓司	熊本障がい者スポーツ指導者協議会／会長	
2	中尾 直道	(熊本県社会福祉事業団事業課) 熊本県障害者スポーツ・文化協会／事務局	
3	齋藤 久允	熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会／理事長	加盟団体の統括
4	太田黒尚子	熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会／	加盟団体の連絡調

		事務局	整
5	永野 典詞	九州ルーテル学院大学／教授	調査研究
6	行實 鉄平	久留米大学／准教授	アドバイザー
7	西田 政博	南関町／福祉課 係長	福祉事業所情報提供
8	菅原 充留	南関町／福祉課 主事	
9	城野 和則	南関町／教育課 課長補佐	
10	西田 健太 美奈川 徹	南関町／教育課 主事 南関町／教育課 主事	
11	森 洋祐	南関町第二小学校／特別支援学級 特別支援主任	
12	猿渡 涼	南関町社会福祉協議会／福祉スポーツ担当	スポーツ情報提供
13	原口 護	NPO 法人 A-life なんかん／理事長	
14	山田 健次	NPO 法人 A-life なんかん／ゼネラルマネジャー	事業の企画提案
15	西田 由実	NPO 法人 A-life なんかん／事務局長	コーディネーター

本報告書は、スポーツ庁の委託事業として、NPO 法人 A-life なんかんが実施した令和2年度「障害者スポーツ推進プロジェクト(地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業)」の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等にはスポーツ庁の承認手続きが必要です。